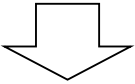
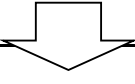


令和7年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第66回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期
厚生労働省	910	病院等開設会社による 病院等開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	1件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。(一部全国展開:3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)	76件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	省令	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	30件	令和3年度	令和7年度
こども家庭庁	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	11件	令和3年度	令和7年度

令和7年度の評価・調査委員会における 評価・調査のスケジュール(案)

時期	評価
9月	評価・調査委員会 ○調査票の審議 
10月	○調査の実施 ○調査結果のとりまとめ
11月	
12月	
1月	評価・調査委員会 ○評価意見のとりまとめ 
2月	
3月以降	対応方針の本部決定

※上記は現時点のスケジュールであり、今後、変更・追加がありうる。

特例措置番号910の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 特例措置の評価・調査経緯 2
- ③ 関係府省庁説明資料 20
- ④ 関係府省庁の調査票案【審議事項】 27
- ⑤ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】 46
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 51
- ⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 52
- ⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 55

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成15年7月措置)

特例措置番号 910

病院等開設会社による病院等開設事業

これまで

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

関係法令：医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等

取り巻く環境の変化

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

構造改革特区の活用

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することができる。

主な要件

- ① 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- ② 保険医療機関の指定は行われない（自由診療のみ）。
- ③ 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- ④ 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- ⑤ 医療法で定める広告規制を遵守すること。

認定
計画数

1 件（累計）

1 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

神奈川県

活用自治体：神奈川県

かながわバイオ医療産業特区（平成17年7月認定）

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成17年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 下半期 (H18.1.26)	特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価として、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。	—	総務省行政評価局によれば、 <u>①保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと</u> <u>②高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要なことから本特例に関わる認定が少ないとしている。</u> 評価委員会としては、総務省行政評価局の指摘に加え、多額の資本を必要とする病院について<u>株式発行を含む直接金融による資金調達を認めることで、病院の効率化、医療の質の向上が図られると考えられること、そのようなメリットを有する株式会社病院について、診療報酬面で医療法人とのイコールフットィングの下に特区として実施すべき等の指摘を行ったところである。</u> 規制所管省庁によれば、本特例は、<u>自由診療とすることで医療保険財政への影響を避けながら、資金調達能力や研究開発意欲というメリットが生かせる高度な医療に限定することとされたものであり、本特例制度の創設の経緯や基本的枠組みに関わることとなる指摘については、医療法人制度の見直しを含めた医療制度構造改革の実施状況を見ながら慎重に検討することが必要とのことである。</u> 以上の議論を踏まえ、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成18年度・19年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 下半期 (H19.1.16)	その他 (規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行う。)	—	株式会社による医業経営の解禁についての規制改革全体の動向を見つつ、 <u>今後、全国展開に関する評価の時期に、評価を行うこととする。</u>
平成19年度 (H20.2.4)	その他 (平成20年度以降に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	<u>規制所管省庁</u>によれば、<u>本特例措置を活用している診療所においては、医療提供体制や安全管理に関する弊害は特段見受けられないものの</u>、現在、本特例措置を活用する特区計画は全国で1件しか認定を受けていない状況（その中で、本特例措置を活用して設置された病院等は、当該診療所1件）であり、その1件を対象とした調査結果から、<u>全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難である、とのことである。</u> このため、 ①本特例措置を活用する特区計画が、これまで全国で1件しか申請されていないことに関し、<u>本特例措置を活用するに当たっての問題点は何か</u> ②医療サービスの供給者である病院等を対象とした調査のみではなく、<u>利用者である患者・国民の側の要望はどのようなものであるか</u>などの観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生、経済的効果及び本特例措置を活用するに当たっての今後の対応に関する調査を行うこと。 これらの調査を踏まえ、<u>平成20年度以降に評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

<平成20年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (平成21年度に評価を行うとともに、内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することは困難であり、今後は本特例措置以外の事例の調査も行うほか、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・ <u>本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、本特例措置を現在実施している特区が全国で1件（その中で、適用事業者が1件）しかない状況であり、当該調査結果が本特例措置そのものに由来するものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものであり、常に同様の成果を収めることができるとは限らないのか、必ずしも明らかではないこと</u> ・ <u>本特例措置の適用事業者は、現在事業計画の見直しに着手するなど、経営の安定化に向けた途上段階にあること</u> から、現段階では適切な分析を行うことはできず、<u>全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難であるとのことである。</u> また、本特例措置については、現在実施している特区が<u>全国で1件にとどまっているが、規制所管省庁によれば、その理由の1つとしては、周知が十分にでないことが考えられるとのことである。</u> 一方、評価・調査委員会による調査では、一定年数経過後、実績を勘案して関連分野等においても<u>一層の規制緩和が認められる等のことがなければ大きな展望は望めない、行える医療行為が限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる（地方公共団体）、高度な医療として定義されている単一の医療技術しか提供できない部分に不自由さを感じる場合がある（適用事業者）</u>などの指摘もみられる。 さらに、<u>本特例措置によらずに、昭和23年の医療法施行前から株式会社により開設され、経営されている医療機関や、同法施行後であっても職員の福利厚生を主たる目的として株式会社により開設され、経営されている医療機関が現在も存在し、地域の医療に貢献している例もみられる。</u>規制所管省庁によれば、これらについては、株式会社が経営していることによる弊害は、特に把握されていない。（次頁へつづく）

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内 容	評価の判断理由	今後の対応方針
			(つづき) 以上より、平成21年度においては、<u>本特例措置の実施状況から、本特例措置そのものに由来する弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行うこと。</u>併せて、上記の株式会社により開設され、経営されている医療機関の運営の状況等について規制所管省庁において調査を行い、その運営実態を明らかにすること。 これらの調査を踏まえ、平成21年度に評価を行うとともに、上記の地方公共団体等の指摘に係る検討を行う。 なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置についての周知や一層の情報提供に努めること。

特例措置の評価・調査経緯

<平成 2 1 年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成 2 1 年度 (H22.2.4)	その他 (内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成 2 3 年度に評価を行う。)	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、 <u>今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。</u>	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、<u>本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は 1 病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</u> 一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない（地方公共団体）としており、また、<u>本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる（地方公共団体）、事業性の実証には新技術の場合 5 年にかかる（適用事業者）との指摘もあった。</u> 以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、<u>規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成 2 3 年度に評価を行い、結論を得ることとする。</u> なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。

特例措置の評価・調査経緯

<平成25年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成25年度 (H26.3.5)	その他 (平成29年度に評価を行う)	<u>関係府省庁の調査</u>によれば、現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、同診療所は、<u>他の周辺診療所が平成23年の東日本大震災の影響等による休止等を行わない中、震災等による経営不振のみを理由に休診していること、またその休診前後で患者視点でなく株主の意向により診療方針が大きく変化していることから、患者への影響は相当程度あったものと考えられる。患者への対応は行われているものの、今後も同様の事情により、患者に適切に治療を行えなくなる可能性もあることから、弊害になり得る可能性がある</u>とのことであった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、平成23年の株式売買による株主資本の入替えにより、<u>同診療所の診察再開、事業の継続が可能となったことが確認された。</u> 他方、<u>株主変更後、美容領域（豊胸等）から治療領域（乳房再建、顔面再建等）に診療領域が変更されており、同診療所に関して、事業性の実証には今後1年～2年程度の期間が必要であること、今後3年（平成26年～平成28年）の経営方針として、乳房および顔面の再建市場における事業の拡大を目指しており、具体的には学会等を介しての医療機関連携推進といった取組を予定していることが確認された。</u> 以上より、<u>診療領域の変更による弊害の発生の有無等を検証する必要があることから、同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u>また、<u>評価に当たっては、本特定事業のフレームワークについて議論すべきである。指摘されたフレームワークの問題点については平成26年2月5日開催の医療・福祉・労働部会の議事概要のとおり。</u>	現在、本特定事業を実施している医療機関は1診療所であるが、<u>平成23年の株主変更後、診療領域を変更している。</u>したがって、弊害発生の有無等を検証する必要があることから、<u>同診療所に関する今後3年の経営方針に基づく特定事業の実施状況等を踏まえ、平成29年度に改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (関係府省庁は、診療領域について、拡大要望も踏まえ検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会は、その内容を議論し、一定の結論を得る。その上で、事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。)	関係府省庁によれば、 ・診療領域が高度な治療で自由診療に限定した本特定事業の場合、本来は同じ医療機関で行う必要がある治療等について他の医療機関を紹介せざるを得ない状況にあることから、事業者から診療領域の拡大が求められている ・本特定事業が創設された平成15年以降の技術の進展等状況の変化も踏まえ、診療領域について整理する必要がある、本特定事業の全国展開については、少なくとも当該整理を行ったのち、検討する必要がある とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・現時点で事業者における術数等も少なく研究開発も進行中であるため、地域への明確な効果は発現していないが、途上にある臨床研究が進めば治療メニューの拡大による術数の増加が見込まれること ・本特定事業は診療領域に制限があるため、今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となること が確認された。 医療・福祉・労働部会では、 ・診療領域を自由診療に限定していることが事業推進の阻害要因になっていると考えられるため、限定を解除したほうがよい ・先端技術関係事業には資金調達の多様性が必要で、本特定事業のニーズはあると思われることから、事業者が経営しやすい柔軟な対応が必要である ・関係府省庁は、診療領域について、高度医療との関係性、患者の利便性、効率性を考慮しつつ、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行う必要がある との意見が出された。	関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。

関係府省庁からの報告①

第65回 医療・福祉・労働部会（H31.2.14）

・ H29年度評価意見に従い、関係省庁から調査結果を報告

関係府省庁提出資料（平成31年2月14日 第65回医療・福祉・労働部会）

病院等開設会社による病院等 開設事業

対応状況について

【構造改革特別区域推進本部決定（平成30年9月7日）】

関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。

その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。



厚生労働省において、事業者より要望のあった施術について、その実施が可能かどうか検討を行ってきたところ。

関係法令における規定

許可に係る高度医療以外の提供については、構造改革特別区域法第18条第6項において、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できるとされている。

「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」について、「構造改革特別区域法逐条解説」(p85)においては、次のいずれかに当てはまる場合には実施が可能としている。

- ① 高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療
- ② 高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③ 高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

第十八条

- 6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

対応状況及び今後の対応について

事業者より要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当するかどうか、医学的観点からの判断が必要であるため、複数の有識者に意見を伺ったところ。

その結果、19の施術のうち一部の施術については「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当するとの御回答を共通して頂いている一方、該当しないという御意見を共通して頂いた項目や、御意見が分かれた項目がある。



そのため、関係学会にも要望のあった施術について御意見を伺う予定。

関係府省庁からの報告②

第68回 医療・福祉・労働部会（R2.2.17）

・事業者より要望のあった19の施術について関係学会等に意見照会した結果を報告。

病院等開設会社による病院等 開設事業

対応状況について

【構造改革特別区域推進本部決定（平成30年9月7日）】

関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。

その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。



事業者より要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要であると認められる場合」に該当するかどうか、医学的観点からの判断が必要であるため、複数の有識者に意見を伺ったところ、御意見が分かれた項目があった。

そのため、関係学会等にも意見を伺うこととさせていただき、昨年の部会において、2019年度中に報告することになったところ。



関係学会等にも意見を伺い、要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要であると認められる場合」に該当するかどうかの、御報告させていただくもの。

関係法令における規定

許可に係る高度医療以外の提供については、構造改革特別区域法第18条第6項において、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できるとされている。

「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」について、「構造改革特別区域法逐条解説」(p85)においては、次のいずれかに当てはまる場合には実施が可能としている。

- ① 高度な医療の必要性の診断に至るまで状態を安定させるために必要な医療、入院、検査、投薬等診断を行うために必要な医療
- ② 高度な医療の対象となることが判明した者に対する高度な医療の提供に付随する入院、投薬等
- ③ 高度な医療の提供が終了した後当該高度な医療の効果を維持する上で必要と認められる医療

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

第十八条

- 6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

御要望のあった施術とその実施可否について

関係学会にも要望のあった施術について御意見を伺い、要望のあった19の施術について、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当する可能性があるものについての整理は以下のとおり。(※)

(※)該当する可能性があるとした施術であっても、構造改革特別区域法第18条第6項に規定されているように、許可に係る高度医療を提供する上で必要がある範囲で実施する必要がある、具体的には、前頁の「構造改革特別区域法逐条解説」に記載のある①～③の範囲で実施される必要がある。

特例措置の評価・調査経緯

御要望のあった施術とその実施可否について

番号	施術名称	構造改革特別区域法第18条第6項における、「許可に係る高度医療を提供する上で必要であると認められる場合」に該当する可能性があるか否か △(CALを用いて一体的に行われる医療に限る。 (以下全ての「△」について同じ))
1	瘢痕形成術	△
2	真皮脂肪移植術	△
3	局所皮弁・動脈皮弁移植術	△
4	デブリードマン	△
5	エキスパンダー挿入	△
6	植皮	△
7	ヒアルロン酸注射	△
8	ボトックス注射	△
9	脂肪吸引術	△
10	上眼瞼形成	△
11	下眼瞼形成	△
12	フェイスリフト	△
13	多汗症治療	×
14	女性器形成	×
15	フラクショナルレーザー	×
16	脱毛レーザー	×
17	CO2 レーザー	×
18	色素レーザー	×
19	医薬品処方	△個々の薬剤について判断する。

特例措置の評価・調査経緯

< 令和 3 年度 >

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和 3 年度 (R5.4.13)	その他（関係府省庁は、診療領域の拡大について要望内容の検討を行い令和 4 年度内目途に評価・調査委員会に検討状況を報告すること。その上で事業の実施状況等を踏まえ、令和 7 年度までに改めて評価を行う。）	評価・調査委員会の調査では、 ・ CAL（Cell-Assisted-Lipotransfer）法と一体的に行われる施術の実施が認められたが、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、逆にコロナ禍により新規患者数が減少していること、 ・ <u>本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なこと、が確認された。</u> ・ また特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、<u>①通常の医療機関とは違い、診療所での損失分を会社の資金で補てんすることが可能であり、損失が大きい状況においても自社の診療所を閉院・休院することなく患者の治療が継続可能であること、②臨床現場を保有することで運営会社の研究活動に直接的に貢献できるなど臨床と研究の関係性で非常に効率が良い</u>との回答があった。 ・ その他、特定事業者からは、<u>構造改革特区法第18条で定められている厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の6項目について、「高度な技術を用いて行う細胞医療」を追加することで、本特定事業を効果的・効率的に推進することができる</u>との要望があった。 関係府省庁の調査では、 ・ 株式会社による医療経営に係る特区制度について、<u>4自治体から「知らない」との回答があった。</u> ・ 既存の株式会社立医療機関からは、<u>①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、医療についての専門的知識が少ない決裁者への説明が必要なため、柔軟、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。</u> ・ 特定事業者からは、<u>新たな診療領域の拡大については、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、拡大領域を提供する機会は少なく、診療領域拡大の効果を確認できていない</u>との回答があった。 なお、関係府省庁からは、<u>全国展開により発生する弊害の有無として、特区制度を活用している実績が1件のみであることから弊害発生の有無は判断できないものの、全国展開も含めた今後の方向性について検討する前提として、</u> ・ 現場における意見相違の具体的内容や解消手段について、より詳細に調査する必要がある、 ・ 特定事業者からの要望について、日本における再生医療の発展の現状も踏まえ、本特区制度における課題を整理する必要がある、 とのことであった。 （次項へつづく）	関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和 4 年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）は、その検討結果を踏まえ、 <u>令和 7 年度までに改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

< 令和 3 年度 >

評価 時期	評価の 内容	評価の判断理由	今後の 対応方針
		(つづき) 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・株式会社病院の経営が上手くいくためには、地域住民の特性（年齢構成など）、他の医療機関、診療科の設置状況などを考慮したフィージビリティスタディが必要であり、それを踏まえた経営判断に基づき、設置を決定することが重要であること。関係府省庁においては、しっかりとその点を確認することが必要。 ・株式会社病院が臨床現場となる場合には、研究倫理のチェックが必要。関係府省庁においてしっかりとその点を確認することが必要。 との意見があった。 また、特定事業者からの要望内容の実現可能性について、関係府省庁の見解の確認があり、関係府省庁から要望内容は再生医療と特区で認められている高度医療の議論が混在しているとの説明があった。 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・ <u>CAL法と一体的に行われる施術の実施が認められたものの、特定事業者の運営する医療機関において、新規患者数や手術件数は伸びていないこと、</u> ・ <u>コロナ禍の影響で新規患者数の減少も見られ、経営状況も厳しいことから、現時点では全国展開が適当とは判断し難いこと、</u> ・ <u>一方、特定事業者から、「高度な技術を用いて行う細胞医療」について高度医療として認めて欲しいこと、これが認められることにより本特定事業を効果的・効率的に推進することができる</u>との要望があったことから、関係府省庁において要望内容の詳細を確認の上、専門的な見地から要望内容を検討し、年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。 ・ <u>その検討結果を踏まえ、令和 7 年度までに改めて評価を行うこと。</u> が適当とする。	

③ 関係府省庁説明資料

病院等開設会社による病院等開設事業

構造改革特別区域評価・調査委員会専門部会 医療・福祉・労働部会

厚生労働省資料

令和7年9月25日（木）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 事業概要
- これまでの対応
- 調査票について

事業概要

株式会社による医療機関の開設については医療法で認められていないが、構造改革特区法により一定の要件の下においては認められる。

医療法上の制約

- 医療機関の開設に当たっては非営利性が前提であるところ（※）、株式会社による医療機関の開設は認められない。
 - ※ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）
 - 第7条 （略）
 - 2～5 （略）
 - 7 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第四項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。
 - ※「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知）（抄）
 - 第一 開設許可の審査に当たっての確認事項
 - 2 非営利性に関する確認事項等
 - （1） 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。
ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでない。

特区を活用した医療機関経営への株式会社の参入

- 平成16年構造改革特区法改正により、構造改革特区法第18条に基づき、一定の要件の下においては株式会社立の病院の開設が認められることとなった。
 - 【要件（構造改革特別区域法第18条第1項）】 ※詳細は別紙参照
 - ・ 厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療を提供すること
 - ・ 自由診療であること等
- これまでに認定された特区は神奈川県のみ
参入企業：（株）バイオマスター社
（CAL（脂肪由来幹細胞を用いた軟部組織増大術）²²を用いた高度美容外科医療を提供）

(参照条文①)

※ 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）（抄）

（医療法等の特例）

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第七項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

- 一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

2～5 （略）

6 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7・8 （略）

（参照条文②）

※ 構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針（平成16年厚生労働省告示第362号）

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療は、病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準が、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に規定されている医療その他高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- 二 脊 せき 髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- 三 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- 四 高度な技術を用いて行う美容外科医療
- 五 提供精子による体外受精
- 六 その他前各号に掲げる医療に類する医療

これまでの対応

構造改革特区制度に基づく病院等開設会社による病院等開設事業については（株）バイオマスター社から診療領域の拡大に関する要望があり、一定の条件下で認められうることを通知。その後、令和5年3月、要望は取り下げられた。

【構造改革特区の枠組み】（構造改革特別区域法第18条第6項）

病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。

⇔例外 「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合」はこの限りでない

※ 地方公共団体が、厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、株式会社から高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事は医療法第七条第一項の許可を与えるものとする。（構造改革特別区域法第18条第1項）

【前々回の調査以降の課題と対応】

- 前々回調査において、特定事業下においても、治療可能な診療範囲を拡大する必要がある旨バイオマスター社より意見（具体的には、CALを補助・補完する19の施術を認めることを要望）
- 要望を踏まえ、関係学会等へ協議のうえ、高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があるものとして認められるか整理を行い、各自治体に情報共有。事業者からの相談等にご活用いただくよう依頼

今後の対応方針（令和4年5月13日） 構造改革特別区域調査・評価委員会専門部会 医療・福祉・労働部会

「関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和4年度内目途に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に検討状況を報告すること。評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）は、その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。」



- 令和5年3月20日に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）において（株）バイオマスター社より治療可能な診療範囲の拡大についての要望取り下げがあったことを報告

調査票について

株式会社による病院経営の状況を把握するため、令和7年10月から調査票の配付を行い、以下の調査を実施する方針。

調査内容

調査①

調査対象：各都道府県

調査内容：・本件特例の管内への周知状況について

・株式会社立病院の開設に関する相談の有無について

・管内に存在する株式会社立病院（医療法施行前に開設されたものを含む）に対する患者等からの苦情について 等

調査②

調査対象：各株式会社立病院（医療法施行前に開設されたものを含む）

調査内容：・医療・診療・経営に関する指標

・株式会社立病院であることのメリット・デメリット 等

調査③

調査対象：本件特例事業を実施する株式会社（バイオマスター社）

調査内容：・医療、診療、経営に関する指標について

・診療の停止履歴について

・本件特例に係る支障について 等

④関係府省庁の調査票案

令和7年度調査の概要

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	910
3. 特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	①47 都道府県に対して、主に以下の項目に対して調査を行う。 ・本件特例の管内への周知状況について ・株式会社立病院の開設に関する相談の有無について ・管内に存在する株式会社立病院（医療法施行前に開設されたものを含む。以下同じ。）に対する患者等からの苦情について ②株式会社立病院に対して、主に医療、診療、経営に関する指標について調査を行う。 ③本件特例事業を実施する株式会社（株式会社バイオマスターの1社）に対して、主に以下の項目に関して調査を行う。 ・医療、診療、経営に関する指標について ・診療の停止履歴について ・本件特例に係る支障について
② 調査方法	メール送付によるアンケート
③ 調査対象	47都道府県の医療機関担当職員及び病院を開設する株式会社並びに株式会社バイオマスター
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和7年 10 月 調査票の回収 令和7年 11 月 調査結果とりまとめ 令和8年1月

(調査 1)
病院等開設会社による病院等開設事業の実施状況に関する調査票
(令和 7 年 10 月 1 日現在)

都道府県名：

【記入上の注意】

- 1 この調査は、構造改革特別区域の認定による「病院等開設会社による病院等開設事業」(以下「特区制度」という)の実施状況等を把握し、今後の事業のあり方を検討するために実施するものです。
(原則令和 7 年 10 月 1 日時点の状況を記載してください。異なる時点で回答するときは、その時点が分かるよう記載してください。)
- 2 この調査票は、都道府県所管部局としてのご回答をご記入ください。
- 3 調査票は、以下メールアドレス宛ご返送ください。ご回答いただきました内容については、次のように取り扱います。
 - ① 調査目的以外には使用しません。
 - ② 統計的に処理し、個人名等が特定できないように配慮します。
 - ③ 自由記述の内容も、個々の回答者が特定されないよう配慮し、データ化します。
 - ④ 調査の拒否や、調査項目の一部への回答拒否があっても、そのことで不利益が生ずることはありません。
 - ⑤ 調査結果は、報告書として公表されます。

なお、調査内容についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

＜アンケートに関する問い合わせ・返送先＞

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省医政局総務課 企画法令係

TEL 03-5253-1111(内線 4218)

Mail: isei_soumu@mhlw.go.jp

※以下の項目について、当てはまるものを○(マル)で囲む、あるいは()内にご回答下さい。

病院等開設会社による病院等開設事業について

- ① 株式会社による医業経営について特区制度が設けられていることをご存じですか。

はい

・

いいえ

- ①-1 設問①で「いいえ」とお答えいただいた方に伺います。
当該事業について貴部局がご存じではないとご回答された理由はどこにあるとお考えでしょうか。

(自由記載欄)

①－２ 設問①で「はい」とお答えいただいた方に伺います。

都道府県による市町村等の関係者に対する特区制度の周知、活用のPRを実施していますか。()内には前回の調査時点(令和3年11月)から今回の調査時点までの間の取組の実施件数をご記入ください。

はい	いいえ
↓	
「はい」とお答えいただいた方について	
市町村	() 件
その他関係者	() 件

② 前回の調査時点(令和3年11月)から今回の調査時点までの間に、特区制度を活用したい旨の相談がございましたか。

はい	いいえ
↓	
「はい」とお答えいただいた方について	
株式会社からの照会は	() 件
その他個人や株式会社以外 の法人からの照会は	() 件

②－１ 設問②で「はい」とお答えいただいた方について伺います。どういう点に関心を持って相談がありましたか。

1, 高度先進医療の開発に関心があった	() 件
2, 株式会社による医業経営に関心があった	() 件
3, 株式会社特区の具体化に向けた相談ではなく、 特区制度の事実関係を問う照会(疑義照会)だった	() 件
4, その他(具体的にご記入ください)	() 件

- ②－２ 設問②で「はい」とお答えいただいた方について伺います。特区制度の活用に至らなかった原因は下記に掲げる４つのうち、どれに該当しますか。該当するものに○を記載してください。（複数の照会があった場合は、該当件数もご回答ください。）

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1, 特区制度の要件に適合しなかったため | () 件 |
| 2, 収益が見込めないなどの理由から相談者が撤回したため | () 件 |
| 3, 貴都道府県において地域の関係者間の合意が得られなかったため | () 件 |
| 4, その他（具体的にご記入ください） | () 件 |

- ②－２（１） 設問②－２の回答で「１．特区制度の要件に適合しなかったため」とお答えいただいた方に伺います。下記に掲げる具体的要件のうち、どの要件に該当しなかったために特区制度の活用に至りませんでしたか。該当するものに○を記載してください。（複数の照会があった場合は該当件数もご回答下さい。）（複数回答可）

- | | |
|--|-----------|
| 1. 株式会社立医療機関として予定していた医療機関について、
医療法が定める病院・診療所の要件（構造設備、人員等）に適合しなかったため | （ ）件 |
| 2. 株式会社立医療機関が予定していた医療提供内容が特区制度
において定める高度医療の要件に適合しなかったため | （ ）件 |
| 3. 病院・診療所を営営する事業に係る収支と他の会社事業に係
る収支とを経理上明らかに区分して整理できないため | （ ）件 |
| 4. その他（具体的にご記入ください） | （ ）件 |

- ②－２（２） 設問②－２の回答で「２．相談照会内容から収益が見込めないなどの理由から相談者が撤回したため」とお答えいただいた方に伺います。相談者が撤回し、特区制度の活用に至らなかった原因について具体的に分かる範囲でお答えください。（複数回答可）

- １．予定していた高度医療では収益が見込めないと相談者が判断し、撤回したため
- ２．施設の整備や人員の確保等の株式会社立の医療機関開設に向けての準備の見通しが立たないと相談者が判断し、撤回したため
- ３．相談者の会社経営全体に不安が生じたため
- ４．その他（具体的にご記入ください）

[]

- ③ 現在、都道府県下において株式会社開設による病院・診療所・助産所はございますか。（旧公共企業体の民営化にともなって株式会社立になったものを含む。）

はい ・ いいえ

※株式会社開設による病院がある場合、別紙「株式会社立医療機関の実態調査票」を病院に送付いただき、回収をお願いいたします。

③－１ 設問③で「はい」とお答えいただいた方に伺います。株式会社開設の病院・診療所・助産所から、現在までに運営に係る照会等を受けましたか。（受けたことがある場合は具体的な内容及び件数も含めてご回答ください。）

はい ・ いいえ

↓

「はい」とお答えいただいた方について

1, 経営難により休診をしたい若しくは考えている。

() 件

2、株主の意向により診療科等を変更したい若しくは変更
を考えている。 () 件

() 件

3、 運営を株式会社ではなく医療法人に任せたい若しくは考えている。 () 件

() 件

4. その他（具体的にご記入ください）（ ）件

() 件

③－２ 設問③で「はい」とお答えいただいた方に伺います。株式会社開設の病院・診療所・助産所に対して、現在までに患者等から苦情を受けましたか。（受けたことがある場合は具体的な内容及び件数も含めてご回答ください。）

はい ・ いいえ

↓

「はい」とお答えいただいた方について

1. 診療の方向性がいきなり変わってしまった。() 件
2. 必要であるのかわからない検査等を何度もするよう指示があった。() 件
3. 高額な医療費を請求された。() 件
4. その他(具体的にご記入ください) () 件

⑫ 特区制度に対するご意見がございましたら、ご記入ください。

(自由記載欄)

調査票記入担当者名（連絡先）

部署	()
役職	()
氏名	()
TEL	()
FAX	()
メールアドレス	()

調査へのご協力ありがとうございました。

医療機関用

(調査 2)

株式会社立医療機関の実態調査票
(令和 7 年 10 月 1 日現在)

都道府県名：

1. 基本的事項

①医療機関名				
②開設者名				
③所在地				
④設立目的				
⑤開設年月日	西暦 年 月 日 ※診療所から病院へ転換した場合には、診療所の開設年月日 西暦 年 月 日			
⑥保険医療機関指定年月日	西暦 年 月 日			
⑦病床数	総病床数	床	うち 一般病床 療養病床 精神病床 感染症病床 結核病床	床 床 床 床 床
⑧職員数	総数	(常勤	人・非常勤	人)
	医師	(常勤	人・非常勤	人)
	歯科医師	(常勤	人・非常勤	人)
	看護師・准看護師	(常勤	人・非常勤	人)
	その他医療関係資格者	(常勤	人・非常勤	人)
	事務職員	(常勤	人・非常勤	人)

2. 医療サービスの概要	
①当該医療機関が所在する都道府県の医療計画上の位置付け (該当するものに○)	がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患 その他の疾病 救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、 その他の地域医療事業
②地域における役割 (該当するものに○)	特定機能病院・地域医療支援病院・臨床研修指定病院・救命救急センター・救急告示病院・へき地医療拠点病院・労災指定病院・生保指定病院・その他
③利用者（患者）に占める従業員及びその家族の割合	入院 % 外来 %
④1日平均外来患者数	人
⑤1日平均在院患者数	人
⑥平均在院日数	日
⑦病床利用率	%

※④～⑦については2025年4月～9月の実績について記入。

当該期間についての集計が困難な場合は適宜期間を設定のうえ以下に期間を記入。

(集計期間：)

3. 医療機関会計（病院会計）及び本社からの支援の概要

（令和6年度会計〔令和 年 月～令和 年 月〕を使用）

①医療機関経営事業の規模	百万円 会社全体の事業に占める割合 %	
②医業に係る特別会計	有 ・ 無	
③収 益		
医業収益	百万円 (内訳) ・ 入院・外来診療収益 百万円 ・ その他の医業収益 (室料差額収益、文書料等) 百万円	※特別会計がない場合、医業以外の収益を除いた費用であること
医業外収益	百万円 (内訳) ・ 受取利息及び配当金 百万円 ・ 運営費・施設整備補助金収益 百万円 ・ その他 百万円	
臨時収益		
内部補助	○医療事業に対する人件費、施設維持費等に対する本社（医業会計以外）から内部補助 (有 ・ 無) ○上記が「有」の場合具体的な内部補助額 計 百万円 (c)	※左の内訳 ・ 人件費補助 百万円 ・ 施設維持費 百万円 ・ 家賃 百万円 ・ その他（項目及び金額）
収益総計 (a)	百万円	

④ 費 用		
医業費用	百万円 (内訳) 医師 百万円 給与費 看護師 百万円 その他 百万円 材料費 百万円 医薬品費（再掲） 百万円 経費 百万円 委託費 百万円 減価償却費 百万円 役員報酬（ 人） 百万円 その他費用 百万円	○ 本公司により供与されている便宜の内容及び当該便宜の概算金額（年度単位） (内訳) ・ 本社負担職員 人 百万円 ・ 建物無償貸与 百万円 ・ 土地無償貸与 百万円 ・ 修繕費・設備費負担 百万円 ・ その他（項目及び金額） 合 計 百万円 (d)
医業外費用	百万円	
特別損失	百万円	
費用総計 (b)	百万円	
⑤ 剰余金・損失		
剰余金 (e) 【(a)－(b)】	百万円	○ 剰余金から上記内部補助額及び便宜の概算金額を除いた金額（修正剰余金） 【(e)－(c)－(d)】 百万円
剰余金の処理	積立・繰入・分配・その他	・ 積立先 (: 百万円) ・ 繰入先 (: 百万円) ・ 分配先 (: 百万円) ・ その他 (: 百万円)
損失の処理	借入・繰入・その他	・ 借入元、繰入元等
⑥ 外部監査		受けている ・ 受けていない

4. その他

① (財)医療機能評価機構 の評価を受けているかどうか	有 ・ 無
②病院で付随的に実施している業務 (例：健診業務等)	有 ・ 無 有の場合、その業務名
③株式会社立医療機関であることのメリット（自由記入）	
④株式会社立医療機関であることのデメリット（自由記入）	
⑤株式会社立から医療法人立への移行について考えがあるか（該当する回答に○を記載）	・ 医療法人立への移行を考えている → 医療法人立への移行の目途が決まっている (予定時期) → 医療法人立への移行を考えているが、具体的な目途が立たない (具体的な目途が立たない理由) ・ 株式会社立から医療法人以外の法人形態への移行を考えている → 移行の目途が決まっている。 (移行先法人形態) (予定時期) (理由)

	→ 別法人への移行を考えているが、具体的な目途（法人の種別）が立たない （移行を考えている理由） （具体的な目途が立たない理由） ・ 別法人への移行は考えていない （理由） ・ 医業経営の撤退を考えている → 撤退の具体的スケジュールが決まっている （予定時期） （撤退の理由） → 撤退のスケジュールは決まっていない （撤退の理由）
--	--

担当者氏名	
担当者所属部署名	
連絡先	TEL MAIL

病院等開設会社による病院等開設事業の実施状況に関する調査票
(令和7年10月1日現在)

【記入上の注意】

1 この調査は、構造改革特別区域の認定による「病院等開設会社による病院等開設事業」（以下「特区制度」という）の実施状況等を把握し、今後の事業のあり方を検討するために実施するものです。

(原則令和7年10月1日時点の状況を記載してください。異なる時点で回答するときは、その時点が分かるように記載してください。)

2 ご回答いただいた内容については、次のように取り扱います。

- ① 調査目的以外には使用しません。
- ② 調査結果は、報告書として公表されます。

なお、調査内容についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<アンケート内容に関する問い合わせ先>

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省医政局総務課 企画法令係

TEL 03-5253-1111(内線 4218) FAX 03-3501-2048

1. 医療に関する指標

医療に関する指標（医療従事者数、患者数、手術件数等）について経年比較出来る形式でご提出ください。

2. 診療に関する指標

診療に関する指標（診察方針、施術メニュー、施術価格等）について記載のある資料をご提出ください。

3. 経営に関する指標

経営に関する指標（損益状況等）について経年比較出来る形式でご提出ください。

配当、従業員（医師、看護師、事務職員ごと）の年間賃金について経年比較出来る形式でご提出ください。

4. 診療の停止について

診療所の開設以来、1か月以上の診療停止期間があれば、その全てについて、停止の始期、終期とその理由を回答ください。

5. 株式会社として医療機関を経営していく上で、何か支障になっていることがあればご記載ください。

6. 株式会社として医療機関を経営していく上で、何かメリットとなっていることがあればご記載ください。

7. 特区制度を実施するにあたり、支障があればご記載ください。

8. 新たな診療領域の拡大（※）によってもたらされた効果等があればご記載ください。

※平成 29 年度調査の際に貴社よりご要望いただいた 19 の施術の一部につき、CAL を用いて一体的に行われる医療に限っては構造改革特別区域法第 18 条第 6 項における「許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」に該当すると認めたもの。

⑤評価・調査委員会の調査票案

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 令和7年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置別の質問項目）

特例措置番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる

Q 6 ＜地方公共団体への質問＞

新たに特例措置の適用を要望する者の有無をお答えください。また、希望する者が少ない場合の理由についてどのようにお考えでしょうか。

⇒回答欄 6

Q 7 ＜地方公共団体への質問＞

本特定事業に係る他の都道府県からの照会・相談の有無とその内容をお答えください。

⇒回答欄 7

Q 8 ＜地方公共団体への質問＞

本特定事業が実施されることによる地域医療への影響について、考え得る範囲でお答えください。

⇒回答欄 8

Q 9 ＜地方公共団体への質問＞

本特定事業を活用している自治体として、株式会社であるメリット・効果についてどのように考えますか。

⇒回答欄 9

Q 10 ＜地方公共団体への質問＞

医療に関する指標（医療従事者数・患者数・手術件数等）について経年比較できる形式でご提出ください。

⇒回答欄 10

Q 11 ＜当該病院等設立会社への質問＞

診療に関する指標（診察方針・施術メニュー・施術価格等）について記載のある資料をご提出ください。

⇒回答欄 11

Q 1 2 < 当該病院等設立会社への質問>

経営に関する指標（損益状況等）について経年比較できる形式でご提出ください。

⇒回答欄 1 2

Q 1 3 < 当該病院等設立会社への質問>

患者等からの問合せ内容と HP アクセス件数をお答えください。

⇒回答欄 1 3

Q 1 4 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業の適用事例が少ない理由としてどのようなことが考えられますか（要件・手続き等）。また、他自治体で医療経営を展開するとした場合の障害となり得るものはありますか。

⇒回答欄 1 4

Q 1 5 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業に関連する他の問題があればお教えください。

⇒回答欄 1 5

Q 1 6 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業を実施する上での将来展望をお答えください。また、対象医療行為が医療保険の適用となった場合の対応についてお教えください。

⇒回答欄 1 6

Q 1 7 < 当該病院等設立会社への質問>

特定事業者が株式会社であるメリット・効果をお教えください。

⇒回答欄 1 7

Q 1 8 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業の推進に関し、患者や住民の声を直接反映するような取組実績についてお答えください。

⇒回答欄 1 8

Q 1 9 < 当該病院等設立会社への質問>

新たな診療領域の拡大によってもたらされた効果（新規患者数の増加、手術件数の増加など）についてお教えください。

⇒回答欄 1 9

Q 2 0 < 当該病院等設立会社への質問>

他の医療機関との連携状況、課題についてお答えください。

⇒回答欄 2 0

Q 2 1 < 当該病院等設立会社への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒回答欄 2 1

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ① 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ② 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③ 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④ 高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤ 提供精子による体外受精 ⑥ その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

910 病院等開設会社による病院等開設事業

1. 特例を設ける趣旨

株式会社の資金調達能力及び研究開発意欲の活用が高度な医療の開発・普及の促進の観点から適切かつ有効であるかを検証するという趣旨により、高度な医療の提供を促進する特区の認定を受けたときは、当該特区内において株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設することを認める医療法等の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合には、所要の要件を満たせば、医療法第7条第7項の規定にかかわらず、許可を与えることとするとともに、開設の許可を受けた株式会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第65条第3項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定をしないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 高度な医療の定義

株式会社が特区において行うことのできる高度な医療は、高度な技術を用いて行う倫理及び安全性の観点から問題がないと認められる医療で、次のいずれかに該当するものです。

- ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（「高度画像診断」）
- ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（「高度再生医療」）
- ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（「高度遺伝子治療」）
- ④高度な技術を用いて行う美容外科医療（「高度美容外科医療」）
- ⑤提供精子による体外受精（「高度体外受精医療」）
- ⑥その他これらに類するもの

このうち、⑥の「その他これらに類するもの」については、地方公共団体からの要望事項について現時点ですべて把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、規定したものです。

(2) 株式会社が開設する病院又は診療所が満たすべき要件

認定を受けた特区内において、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、医療法（昭和23年法律第205号）第21条及び第23条の規定に基づく医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定並びに同法第21条の規定に基づく都道府県の条例において定める病院又は診療所の構造設備及びその有する人員等に関する要件を満たさなければなりません。

また、株式会社が病院又は診療所の開設許可を受けるためには、あわせて、許可申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして別途厚生労働省令で定める基準を満たさなければなりません。その基準は、高度な医療の内容ごとに定められていますが、具体的には以下のとおりです。

- ア 提供する高度医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師が1名以上置かれていること。（すべての高度医療について規定。また、高度画像診断については、あわせて、「高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師が1名以上置かれていること。」）
- イ 提供する高度医療を実施するために必要な施設を設けていること。（高度体外受精医療のみについて規定。）
- ウ 提供する高度医療を実施するために必要な設備（エに規定するものを除く。）を設けていること。（すべての高度医療について規定。）
- エ 提供する高度医療に用いる物質（高度医療の内容に応じて、放射性同位元素、細胞、遺伝子と異なる。）を製造（培養、組換え）するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること、又は他の者から安定的に供給を受けることができること。（高度体外受精医療以外の4種類の高度医療について規定。）
- オ 提供する高度医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会が置かれていること。（高度画像診断、高度美容外科医療以外の3種類の高度医療について規定。）
- カ 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文章が作成されていること。（すべての高度医療について規定。）

(3) 株式会社が開設する病院又は診療所が行う広告の方法及び内容に関する基準

株式会社が開設する病院又は診療所については、医療法第6条の5第3項に規定する事項のほか、高度な医療を提供している旨を広告することが

できますが、その行われる広告は、虚偽にわたってはならず、また、医療法第6条の5第1項、2項及び医療法施行規則第1条の9各号に規定する広告の方法及び内容に関する以下の基準を満たさなければなりません。

- ① 患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。
- ② 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載に当たって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、当該特区内で3(1)の高度医療が提供されることを明示すること。
- ・ 提供される高度医療によっては、例えば再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第2条第1項に規定する再生医療等に該当する場合もあり、特区計画に記載する特定事業は関係法規を遵守したものとすること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に定める基準に適合することを確認するために必要な書類等

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回
1	神奈川県	神奈川県	かながわバイオ医療産業特区	神奈川県の全域	地域経済の活性化には先端的で高度な研究成果に基づく新たな技術・産業の創出促進が重要であり、中でもバイオ関連技術は多様な業種への波及効果が期待される分野である。そこで、本特区計画により、バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。	910	病院等開設会社による病院等の開設	厚生労働省	第8回

特例措置番号920の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要・・・・・・・・・・ 1
- ② 特例措置の評価・調査経緯・・・・・・・・・・ 2
- ③ 令和4年度の自治体ヒアリング概要・・・・・・・・・・ 16
- ④ 関係府省庁説明資料・・・・・・・・・・ 17
- ⑤ **関係府省庁の調査票案【審議事項】**・・・・・・・・・・ 21
- ⑥ **評価・調査委員会の調査票案【審議事項】**・・・・・・・・・・ 35
- ⑦ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1・・・・・・・・・・ 53
- ⑧ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル・・・・・・・・・・ 54
- ⑨ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧・・・・・・・・・・ 57

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成16年2月措置)

特例措置番号 920

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

※3歳以上については、公立・私立問わず平成22年6月から全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

保育所における給食については、民間委託は認められているが、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

公立保育所において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立保育所及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 給食の保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等への対応ができるよう調理室、調理機能を有する設備が保育所に設けられていること。
- ② 食事の提供体制が、児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じられること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、搬入元と委託内容に係る契約書を締結する等、保育所で調理業務を委託する場合の基準を遵守すること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラム（児童の発育・発達過程に応じて食に配慮すべき事項を定めたもの）に基づき食事を提供するように努めること。

認定
計画数

124 件（累計）

76 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

北海道清里町

地産地消で豊かな給食特区（平成16年12月認定）

女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実は重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。

また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成17年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成17年 上半期 (H17.8.31)	その他 (平成18年度 上半期に評価を 行う。)	全国展開により発生する 弊害の有無について 現時点では判断できな い。	規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、 ① 食物アレルギーに対するきめ細やかな対応や体調不良児等に対するきめ細やかな対応が行われなかった、と答えた市町村、保育施設、保育士及び保護者の数が多かった ② 搬入元との委託内容に係る契約書を締結することや、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を事前に搬入元に対し明示することとなっていたが、こうした要件についての遵守状況が悪かった 等とのことであり、全国化については引き続き今回の調査結果を特区の実施市町村に情報提供し、<u>取組の改善を促しつつ、実施施設を増やしてデータを再度収集した上で判断すべきもの</u>と考えるとのことである。 これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、規制所管省庁による取組の改善を促した結果も踏まえて、事業の実施状況について再度調査を行うこと。その上で、<u>平成18年度上半期に評価</u>を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成18年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成18年 上半期 (H18.731)	その他 (平成19年度上半期に評価を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、 <u>①低年齢児、食物アレルギーや体調不良児等への対応について、弊害が生じているといわざるを得ない</u> <u>②特例措置の要件のうち</u> ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結している自治体が1市町村のみであった、 ・給食が栄養基準を満たしているかの確認を行っていない自治体や、調理業務の衛生的取扱いについて市町村や施設が確認を行っていない自治体が一定割合存在した等、昨年12月に取組状況の改善に係る留意事項を通知しても状況がほとんど改善していなかったことから、当該規制の特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。 全国展開については、 <u>①特区の実施要件等を定めた通知</u>では、文中で通知を引用している部分があることなど、<u>自治体担当者からは内容が分かりにくかった可能性があり、これらを再度書き下すこと</u> <u>②また、委託者と受託者の間では契約書の締結がどうしても難しい場合には、「覚書」等の代替手段により「実効」を確保すべきであることを示すこと</u> など、<u>再度、要件、留意事項などを分かりやすくした通知を発出し、改めて当該特例事業に係る取組の改善を促した上で、判断すべきものと考え</u>とのことである。 また、認定こども園制度においては、特区制度とは異なり個別の認定によって、公立保育所であるか否かを問わず、給食の外部搬入が認められる場合があるが、このような事例の積み重ねも、外部搬入の円滑な実施に必要なノウハウ等の明確化に資するとのことであった。 これらを踏まえ、規制所管省庁は、本特例措置を活用している自治体に対し通知を行い、早期に、かつ、確実に取組の改善が図れるよう措置すること。その上で、<u>平成19年度上半期に評価</u>を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成19年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成19年度 (H20.2.4)	その他 (平成20年度に評価等を行う。)	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、 ①<u>食物アレルギーや体調不良児等への対応については、引き続き、弊害が生じていると言わざるを得ない。</u> ②本特例措置の要件のうち、 ・搬入元との委託内容に係る<u>契約書を締結することについては、前回調査から改善が見られたものの、なお締結していない自治体が存在している</u> ・入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を業者に明示することについては、<u>明示していないと回答のあった自治体の割合が増加している</u> 等の状況が見られ、<u>平成17年に引き続き、平成18年12月に取組状況の改善に係る留意事項をあらためて通知したものの、状況が未だ改善していなかったことから、本特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。</u> しかし、今回の調査では、本特例措置を活用している保育所と、自園調理を行っている保育所との十分な比較がされておらず、以上のような弊害が本特例措置から生じているかどうかは明らかではない。 このため、 ①本特例措置を活用している<u>保育所の現場に直接出向く等して、本特例措置の運用上の問題点やその対策を検討するとともに、</u> ②<u>自園調理を行っている保育所の状況と本特例措置を活用している保育所の状況の比較を行う</u> などの観点を加えた上で、<u>平成20年度において、弊害の発生及び経済的な効果に関する調査を行うこと。</u> これらの調査を踏まえ、平成20年度に評価等を行う。 なお、規制所管省庁は、福祉施設に関する基準に係る規制改革や地方分権改革の動向について、報告を行うこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成20年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成20年度 (H21.1.29)	その他 (全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進め、平成21年度に評価を行う。)	本特例措置を全国展開することにより制度上の弊害が発生することが懸念されることから、これを除去するための適切な方策を検討する必要がある。	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・外部搬入を行っている保育所における児童の処遇は年々改善の傾向にあるものの、<u>自園調理を行っている保育所の方が、きめ細かな対応を行っているとの現場の認識が多かった。特に体調不良児への対応については、両者の現場での認識の違いが大きかった。</u> ・この状況を踏まえれば、<u>本特例措置を全国展開する場合には、調査の結果懸念されている弊害を解消するための方策を明らかにし、その実施を担保することが必要と考えられる。</u>このことから、このような方策が具体化されていない現時点においては、本特例措置の全国展開については、引き続き検討が必要と考える。 とのことである。 しかしながら、評価・調査委員会による調査では、<u>本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で多様な保育ニーズへの対応が可能となる、食育の推進や地産地消の拡大が図られるといった効果が発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。</u> このことから、規制所管省庁においては、今回の調査結果等を踏まえつつ、平成21年度にはより具体的な調査を進めることとする。具体的には、外部搬入であっても体調不良児への対応などの課題に対応しているとする保育所と、自園調理により同じ課題に対応しているとする保育所の関係者をはじめ、地方自治体や栄養・保健衛生の専門家に対するヒアリング等を行い、<u>保育の質の確保及び資源の有効利用の観点から、保育所における給食提供にあたっての留意点、本特例措置を全国展開して外部搬入方式により給食を行う場合の改善方法や留意点等の検討を行うことが適当である。</u>この結果も踏まえ、平成21年度に評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得る。

特例措置の評価・調査経緯

<平成21年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成21年度 (H22.2.4)	<u>地域を限定することなく全国において実施（ただし、3歳以上児に対する給食に限る。）</u>	3歳以上児については、全国展開を不相当とするような弊害は認められない。しかし、3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、懸念される弊害を除去するための適切な方策を引き続き検討しつつ、特区として継続することとする。	規制所管省庁による本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果を見ると、昨年度までの評価において課題とされてきた、<u>アレルギー児・体調不良児への対応については、外部搬入によっても、基本的に自園調理と同様の対応がなされていることが明らかになりつつ、</u> ・乳幼児期においては、発達段階に応じたきめ細かな配慮が必要であり、特に、歯の萌出状況及び咀嚼機能発達の観点から、<u>大人の食事に近い食物の摂取が可能になるのは3歳頃であり、3歳未満児の給食については、特に配慮が必要であるが、外部搬入による場合、調理者が子どもの発達段階や喫食状況を把握することが難しいため、個に応じた給食の提供について課題がある。</u> ・家庭における食育の機能が低下している中で、<u>保育所における食育の推進が重要であり、外部搬入による場合、調理員の調理姿が見えない等、調理する者と子どもの関わりや、発達状況や喫食状況を把握することが困難であるという課題がある。</u> ・このような状況を踏まえると、保育の質の引き下げをもたらさずに、外部搬入方式による給食を全国展開するには、依然として解決しなければならない課題があり、子どもの健やかな育ちの観点から、慎重に検討を続ける必要があると考える。 とのことである。 しかしながら、評価・調査委員会による調査では、<u>食物アレルギー児及び体調不良児への対応では、保護者・搬入元等との連携を取りつつ、きめ細かに対応しているほか、地元食材の活用を初めとする地域独自の食育の推進や地産地消の取組が実施されており、また、本特例措置の活用により保育所運営の効率化が図られ、節減した経費で一時保育や延長保育等の多様な保育ニーズへの対応が可能となったといった効果が多数発現しており、早期の全国展開への期待が強かった。併せて、私立保育所における外部搬入の容認を求める声や幼稚園と同様に特別の手続きを経ずに外部搬入を認めて欲しいという声も見られた。</u>なお、きめ細かな対応とするためには配慮すべき課題もあるとの一部指摘もあった。（次頁へつづく）

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内 容	評価の判断 理由	今後の対応方針・全国展開の実施内容
			(つづき) このことから、 ・ 3歳以上児については、全国展開することが適切であり、また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、同様の対応とすべきである。 ・ 一方、なお課題があるとされる3歳未満児については、咀嚼機能発達等の観点から、特に配慮が必要であるため、引き続き、懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を行いつつ、特区として継続することとする。また、同じく外部搬入の容認を求める声があがっている私立保育所についても、公立保育所における上記方策の検討を踏まえ対応すべきである。 併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るため、規制所管省庁において、好事例集・ガイドライン等を検討・策定することが適当である。 (全国展開の実施内容) 平成21年度中に措置 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重視性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。

特例措置の評価・調査経緯

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年度 下半期 (H25.3.6)	その他 (子ども・子育て 関連3法の施行状 況等を踏まえて、 平成28年度に評 価を行う)	関係府省庁によれば、 ・発達段階に応じた給食の対応特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。 ・アレルギー児への対応について、<u>3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり各保育所で除去したりしている場合が多い。</u> ・体調不良児への対応について、<u>3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。</u> ・食育への対応について、調理員・栄養士と子どもの関わりを持つことが困難である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。 ・保育所と外部搬入事業者の連携について、<u>学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られる。</u> とのことであった。(次頁へつづく)	関係府省庁は、調査結果を踏まえ、<u>上記弊害を除去するため、</u>前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、<u>ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。</u>評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 評価・調査委員会による調査では、 ・ <u>本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。</u> ・ <u>発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。</u> ・ <u>アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等で対応している保育所が存在する。</u> ・ <u>食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自らが調理して食する機会を設ける等の取り組みを実施している保育所が存在する。</u> ことが確認された。 以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、<u>平成28年度に改めて評価を行う。</u>また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。	

特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (2021年度までに改めて評価を行う)	関係府省庁によれば、給食の外部搬入を導入している保育所においては、 ・発達段階に応じた給食について、発達段階に配慮した離乳食の提供など、3歳未満児に必要な個別の対応が困難である ・アレルギー児への対応について、未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、<u>代替食の提供が難しく、弁当を持参させている場合が半数以上にのぼる</u> ・体調不良児がいる場合の対応方法として、献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する、症状により量の加減や品目の除去又は変更を行うなどのきめ細かい対応が十分にできていない ・搬入後に保育所で調理・加工を行う場合が多く、<u>衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている</u> ・食育への対応については、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている ・保護者のニーズ・評価について、<u>自園調理が外部搬入を上回る</u> ・保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である など、<u>前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認され、保育所における食事の提供は保育の質と不可分であり、「子育て安心プラン」でも保育の量的拡充と質の維持・向上は車の両輪であることを踏まえても、子どもの安全で健やかな成長の観点から、自園調理を基本とすべきであり、3歳未満児への外部搬入の全国展開については弊害が大きく慎重な検討が必要であるとのこと</u>であった。（次頁へつづく）	関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、<u>保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。</u> また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めて<u>ガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) また、<u>園の規模が小さいことや財政状況を理由に外部搬入の導入を行っている自治体がみられた（後述の評価・調査委員会による調査）ことについて、こうした課題の解決策としては、平成27年度より子ども子育て支援新制度において導入された小規模保育事業への移行などの方策が存在しており、各自治体が保育行政の効率化を試みる際には、安全性等の確認されていない特例措置を実施する前に、まずはこうした既存施策での対応を十分に検討すべきである</u>とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、 ・ <u>本特例措置の活用に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・0歳児保育の充実、保育所設備の改修、保育料や給食費の軽減等、保育サービスの充実に繋がっている</u> ・ <u>発達段階に応じた給食について、外部搬入元で離乳食担当職員を配置し個別対応の充実を図り、対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えるといった工夫により対応している事例が存在する</u> ・ <u>アレルギー児への対応について、外部搬入元で一律に主要なアレルギー食材を除去し、対応できない部分については、保育所、保護者及び外部搬入元が連携をとり、代替食材の提供や各保育所において除去等で対応している事例が存在する</u> ・ <u>調理人材の確保や規模的に自園調理の実施が難しい保育所の運営を可能にし、保育の実施機会の拡大につながっている事例が存在する</u> ・ <u>食育への対応については、保育所内で調理過程が見られない等の制約はあるが、保育所での野菜づくり体験、外部搬入元への社会見学の実施、外部搬入元の管理栄養士による食育指導など新たに食育活動を展開している事例も存在することが確認され、また、</u> ・ <u>施設の老朽化や児童数の減少、財政状況のほか、多様な食材調達、調理員不足への対応、大型施設での衛生管理の充実等から外部搬入を選択している事例も見られた。（次頁へつづく）</u>	

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 以上より、<u>医療・福祉・労働部会の審議においては、本特例措置の効果やニーズは一定程度認められる一方、課題も多く、全国展開は時期尚早であり、関係府省庁は次の点に取り組む必要があるとされた。</u> ・各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、<u>保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと。</u> ・関係府省庁の調査において、多くの弊害が存続していることが明らかになったことから、<u>ガイドライン等の周知・徹底を含め、保育所の食事提供のリスク低減に必要な対策を検討・普及し、調査等によるモニタリングにより、その実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消に向けた取組を推進すること。</u>	

特例措置の評価・調査経緯

< 令和 3 年度 >

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和 3 年度 (R4.5.13)	その他（関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和 4 年度中に評価・調査委員会に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和 7 年度までに改めて評価を行う。）	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず 2 歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。 ・離乳食をはじめ 3 歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応すること、アレルギー児への対応については、入所前のアレルギー調査の実施、生活管理指導表に基づく代替食の提供、給食センターによる除去食の提供、食育への取組については、保育活動に畑作業を取り入れる、栄養士を配置し食育活動を実施する、地元農産物を取り入れた給食の提供などの取組がみられた。 ・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから 3 歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。 ・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、子どもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。（次項へつづく）	関係府省庁は、今回の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和 4 年度中に評価・調査委員会（医療・福祉・労働部会）に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和 7 年度までに改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 関係府省庁の調査では、 ・ <u>アレルギー児への対応として、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、外部搬入を行う施設では約5割に留まっている。</u> ・ <u>発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設は4分の1程度に留まっている。</u> ・ <u>体調不良児について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応出来ているのに対し、外部搬入を実施する施設では2割に満たない状況となっている。</u> ・ <u>食育への取組について、全ての項目について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っている。</u> ・ <u>事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では4.4%であるのに対し、外部搬入を実施する施設では10.9%となっている。</u> ・ <u>特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あった。また、事故の発生状況や食育への取組状況等からも、課題が確認された。</u> <u>こうした調査結果を踏まえ、関係府省庁からは、国の認定を受けた上で、構造改革特区事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は妥当ではないとの意見があった。</u> 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・ 委員による現場視察をお願いしたいこと、 ・ 全国展開という判断をするには、各保育所においてガイドラインを踏まえた対応が適切に取られているなど質の担保が確保されていることが必要であること、と いった意見があった。 ・ 一方、自治体から認定申請事務の簡素化要望、例えば、「保育施設の廃止や、名称の変更などの場合は、計画変更の申請では無く報告のみで可能とする」などがでていることから、こうした事務手続の簡素化について、検討してもらいたい。との意見があった。 ・ なお、給食センターは災害対策のツールとして活用可能であるが、そうした活用をしている自治体がないかの確認があった。 (次項へつづく)	

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 以上のことから、医療・福祉・労働部会においては、 ・特例の実施に当たり、各種の要件が課されているが、そうした要件を満たした形で取組が実施されているのか、運用について自治体任せになっているのではないかという懸念があり、このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられること。 ・自治体によって取組に差があると考えられるため、今回の調査結果を踏まえ、関係府省庁で連携して、<u>取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、今年度中を目途に改めて報告すること。</u> ・併せて、今回、コロナ禍の関係もあり実施できなかった、「<u>委員の視察</u>」についても検討・実施すること。 ・<u>現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行っていただき、令和7年度までに改めて評価を行うこと。</u> ・また、自治体の事務負担の軽減の観点から、関係府省庁において、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化について併せて検討し、今年度中を目途に検討結果を部会あてに報告すること。 が適当とする。	

R3年度評価意見(920抜粋)

関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。

調査対象

対象数：8自治体
調査方法：オンライン(7自治体)、現地訪問(1自治体)
抽出方法：R3年度調査票より回答内容に特色がみられた自治体を抽出
(取組が適切・不十分な自治体が同数程度になるよう調整)

論点

- ・事故発生時の対応方法
- ・発達段階に応じた食事の提供方法
- ・アレルギー児への食事の提供方法
- ・体調不良児への個別対応方法
- ・食育への対応
- ・監査

ヒアリング概要

○事故発生時の対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、事故発生時のマニュアルが作成されている。
給食を児童が喫食するまでに、事故が発生した場合、マニュアルに沿った報告・対応・改善が実施されるような体制づくり、自治体内での周知がなされている。

○発達段階に応じた食事の提供方法

給食の搬入元(いずれも学校給食センター)との契約内容により保育所内での対応方法は異なる。
0歳児保育を実施している園では、0歳児用の離乳食のみ自園調理にて対応しているところがある。

○アレルギー児への食事の提供方法

ヒアリングを行ったすべての自治体では、搬入元での給食調理時に、アレルギー食材を除去して調理またはアレルギー食材をなるべく使用しない献立としており、調味料等、一括調理時には除去対応が困難な場合は、保育所で除去又は代替食を保護者に持参してもらう等の対応を行っていた。

○体調不良児への個別対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、原則保護者に迎えを依頼している。
病児食の提供は行っておらず、児童の様子に合わせて、給食の提供量を調整していた。

○食育への対応

多くの保育所で収穫体験や調理体験を実施(ただし、コロナの影響で中止しているところがほとんど)。
小中学校と同一メニューのため就学後の給食移行がスムーズであることが利点とする自治体もあった。

○監査

自治体により実施主体は異なるが、ほとんどの自治体が保育所へ事前書面調査を行い、その内容について実地調査を実施。
栄養供与量のほか、アレルギーや体調不良児対応等、課題とされている項目が盛り込まれている自治体があった。
外部搬入等に係る委託契約内容等の遵守状況が項目に盛り込まれている自治体もあった。

制度の現状

- 保育所及び幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入は、満3歳以上児については全国で可能である一方、満3歳未満児については公立の施設に限り構造改革特別区域内において可能とされている。

満3歳以上児について

- 保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としていたところ、平成22年6月1日より公立、私立を問わず外部搬入方式を採用することを可能としている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2）。
- 幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の仕組みとしている（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条第3項）。
- なお、外部搬入方式の採用は、一定の要件（※）を満たす場合においてのみ可能とされている。

（※保育所の要件 注：幼保連携型認定こども園についても同様の要件が設定されている。）

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

期待される効果

- 食材の一括購入によるコスト削減や給食センターの有効活用など、運営の効率化の面では一定の効果が期待される。

課題

- 調理者が個々のこどもを見て関わり、発達状況や喫食状況等を把握することが難しい。特に満3歳未満児については、一人一人のこどもの発達段階や日々の体調等に応じたきめ細やかな対応や、食育の推進等の面でも課題があるとの指摘がある。
- 離乳食などの保護者からの食に関する相談に十分に対応することに難しさがあり、保育所等の子育て支援という面での課題がある。

満3歳未満児について

- 満3歳未満児については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としている。
- 構造改革特別区域の認定の基準は、満3歳以上児の場合の要件（※）と同様である。
- 令和7年3月末時点の認定自治体数は、保育所について77、幼保連携型認定こども園について11である。

	公立	私立
3～5歳	特区認定自治体に限らず外部搬入可能	
0～2歳	特区認定自治体に限り外部搬入可能	外部搬入不可

- 令和4年2月の評価・調査委員会において、調査の結果、給食の外部搬入方式を採用している保育所及び幼保連携型認定こども園においては、
- ・ アレルギー児への対応について、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、約5割に留まること
 - ・ 発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設が4分の1程度に留まること
 - ・ 体調不良児への対応について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応が出来ているのに対し、対応ができていない施設が2割に満たない状況にあること
 - ・ 食育への取組について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っていること
 - ・ 事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では 4.4%であるのに対し、10.9%となっていること
 - ・ 特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あったこと
- 等の状況が確認されたこと等を踏まえ、国による構造改革特別区域の認定を受けた上で、構造改革特別区域事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は時期尚早とされた。
- 一方で、今後の対応として、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体宛に実施するとともに、当該調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行うこととされた。

自治体ヒアリングの結果について (構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会(第74回)配布資料より抜粋)

R3年度評価意見(920抜粋)

関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。

調査対象

対象数：8自治体
調査方法：オンライン(7自治体)、現地訪問(1自治体)
抽出方法：R3年度調査票より回答内容に特色がみられた自治体を抽出
(取組が適切・不十分な自治体が同数程度になるよう調整)

論点

- ・事故発生時の対応方法
- ・発達段階に応じた食事の提供方法
- ・アレルギー児への食事の提供方法
- ・体調不良児への個別対応方法
- ・食育への対応
- ・監査

ヒアリング概要

○事故発生時の対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、事故発生時のマニュアルが作成されている。
給食を児童が喫食するまでに、事故が発生した場合、マニュアルに沿った報告・対応・改善が実施されるような体制づくり、自治体内での周知がなされている。

○発達段階に応じた食事の提供方法

給食の搬入元(いずれも学校給食センター)との契約内容により保育所内での対応方法は異なる。
0歳児保育を実施している園では、0歳児用の離乳食のみ自園調理にて対応しているところがある。

○アレルギー児への食事の提供方法

ヒアリングを行ったすべての自治体では、搬入元での給食調理時に、アレルギー食材を除去して調理またはアレルギー食材なるべく使用しない献立としており、調味料等、一括調理時には除去対応が困難な場合は、保育所で除去又は代替食を保護者に持参してもらう等の対応を行っていた。

○体調不良児への個別対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、原則保護者に迎えを依頼している。
病児食の提供は行っておらず、児童の様子に合わせて、給食の提供量を調整していた。

○食育への対応

多くの保育所で収穫体験や調理体験を実施(ただし、コロナの影響で中止しているところがほとんど)。
小中学校と同一メニューのため就学後の給食移行がスムーズであることが利点とする自治体もあった。

○監査

自治体により実施主体は異なるが、ほとんどの自治体が保育所へ事前書面調査を行い、その内容について実地調査を実施。
栄養供与量のほか、アレルギーや体調不良児対応等、課題とされている項目が盛り込まれている自治体があった。
外部搬入等に係る委託契約内容等の遵守状況が項目に盛り込まれている自治体もあった。

- 本年9月17日に、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定し、給食の外部搬入を実施する場合において配慮する必要がある点(次頁参照)等を盛り込み、適切な運用が行われるよう、自治体及び施設に対して周知を行っている。

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」より外部搬入関係抜粋

第3章 食事の提供体制に応じた留意事項

第2節 外部搬入

1. 発達過程等に応じた給食

- 乳幼児期は、心身の発達の個人差が大きく、食事の提供についても一人一人の発達過程等に応じた対応が求められます。
- 例えば、離乳食は、一人一人の噛む、飲み込む力の発達や、健康状態に合わせて進める必要があります。また、薄味で、油脂類の使用が控えめな調理が求められるだけでなく、乳児は細菌等への抵抗力が弱いいため、調理の際は衛生面に特に配慮する必要があります。

2. アレルギーのあるこどもへの対応

- 保育所における食物アレルギー対応に当たっては、安心で安全な食事の提供の観点から、医師の診断及び指示に基づいた対応を行うため、生活管理指導表(※)を活用し、組織的に対応することが重要です。
※「生活管理指導表」は、保育所や学校において、保護者や嘱託医等との共通理解のもとで、アレルギー疾患のあるこどもの症状等を正しく把握し、アレルギー対応を適切に進めるためのものであり、特別な配慮や管理が必要なこどもに限って、保護者の依頼を受けて、医師が作成するものです。
- 原因食品の除去は完全除去を行うこと、こどもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから、保育所での提供を行うことが原則です。
- 乳幼児期に起こるアナフィラキシーは食物アレルギーに起因するものが多いことなどにも留意し、安全・安心を確保するために、上記以外の点を含め、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」を参照し、関係者の共通理解のもとで組織的に対応することが重要です。

3. 体調不良児への対応

- 嘱託医・かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応することが必要であり、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供が求められます。

4. 食育への対応

- 保育所等における食育は、こどもが毎日の生活と遊びの中で、意欲的に食に関わる体験を積み重ねることで、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合うこどもに成長していくことを期待して、実施する必要があります。

5. 保育所等と外部搬入事業者との連携

- 外部搬入事業者と保育所等が定期的な会議の開催や、電話、メールなどにより日常的に意思疎通を図ることが重要です。また、自治体・法人等の運営主体も含めて関係者間の情報共有を図ります。

⑤関係府省庁の調査票案

令和7年度調査の概要

1. 関係府省庁名	こども家庭庁
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	給食の外部搬入による弊害を明らかにするために、以下の事項について調査を行う。 ・外部搬入の実施理由 ・外部搬入の実施方法 ・食事内容の評価 ・外部搬入の総合評価
② 調査方法	アンケート調査を行った上、必要に応じて適宜ヒアリング、現地調査を行う。
③ 調査対象	①市町村担当者、②外部搬入事業者、③保育所施設長、④保育士
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和7年10月 調査票の回収 令和7年11月 調査結果とりまとめ 令和8年1月

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

0 基礎情報

1 基礎情報を入力してください。【市町村】

- (1) 都道府県名を記入 ()
- (2) 市区町村名を記入 ()
- (3) 担当部署名を記入 ()
- (4) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記入 ()

2 市町村内における公立保育所及び私立保育所の数を記入してください。【市町村】

- (1) 公立保育所の数を記入 ()
- (2) 私立保育所の数を記入 ()

3 市町村内における小学校前就学前子どもの数を記入してください。【市町村】

市町村内における小学校前就学前子どもの数を記入 () 人

4 基礎情報を入力してください。【施設、事業所】

- (1) 施設又は搬入元が所在する都道府県名を記入 ()
- (2) 施設又は搬入元が所在する市区町村名を記入 ()
- (3) 施設又は搬入元の名称を記入 ()
- (4) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記入 ()

5 給食の提供方法（あてはまるもの1つに○をしてください。）【施設】

1. 構造改革特別区域認定区域内において、3歳未満児を含め、外部搬入により食事を提供している
2. 3歳以上児に対して外部搬入により食事を提供している
3. 自園調理を実施している

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設】

1. 業務の効率化を図るため
2. 給食メニューの多様化を図るため
3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため
5. 人件費の削減を図るため
6. 保育所の改修等により調理室の使用が困難であるため
7. その他
具体的に記入 ()

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各保育所における入所児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
2. 離乳初期（生後5か月～6か月頃）から実施
3. 離乳中期（生後7か月～8か月頃）から実施
4. 離乳後期（生後9か月～11か月頃）から実施
5. 離乳完了から実施
6. その他
具体的に記入 ()

2 保育所に給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 搬入元はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
2. ケータリング業者
3. 他の保育所、認定こども園
4. その他
具体的に記入 ()

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士又は管理栄養士が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に栄養士（管理栄養士でないものに限る。）が配置されている
2. 市町村に管理栄養士が配置されている
3. 保育所に栄養士（管理栄養士でないものに限る。）が配置されている
4. 保育所に管理栄養士が配置されている
5. 事業者に栄養士（管理栄養士でないものに限る。）が配置されている
6. 事業者に管理栄養士が配置されている
7. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。

【市町村】

1. 学校給食での実績
 2. 病院給食等での実績
 3. 企業規模又は事業者の経営状況
 4. 保育所との距離の近接状況
 5. 市町村との契約の際の料金
 6. 調理設備
 7. 外部搬入の実施体制の充実度
 8. 栄養士又は管理栄養士の有無
 9. 食材の購入に係る契約締結内容
 10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

(4) 搬入元は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 搬入元に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 搬入元とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(6-a) (6)において、「1 取り交わした」と答えた市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
 2. アレルギー疾患を有することへの対応の義務づけ
 3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
 4. 食材に関する内容
 5. 食育の推進
 6. 食事の提供回数
 7. 外部搬入の対象とする年齢
 8. 給食内容等について定期的に検討する施設と事業者側で構成する会議に係る内容
 9. 衛生面に関する業務上必要な注意を果たしうる体制の確保
 10. 栄養面に関する業務上必要な注意を果たしうる体制の確保
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

【施設】

- A. 献立の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

(2) 施設は、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準等が事前に搬入元に対し明示されていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。(事業者側の栄養士、管理栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。)【施設】

1. 明示している

・誰が明示していますか

- a. 市町村保育担当部局
- b. 施設
- c. その他

具体的に記入 ()

・何を明示していますか(複数回答可)

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー疾患を有するこどもへの対応
- f. 体調不良児への対応
- g. 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応
- h. その他

具体的に記入 ()

2. 明示していない

・明示していない理由は何ですか

- a. 事業者の栄養士又は管理栄養士が作成することとしているため
- b. 事業者の栄養士又は管理栄養士以外の事業者の職員が作成することとしているため
- c. 明示することはそもそも考えていないため
- d. その他

具体的に記入 ()

(2-a) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 確認を行っている
- 2. 確認を行っていない

(2-b) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー疾患を有するこどもへの対応
- f. 体調不良児への対応
- g. 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応
- h. その他

具体的に記入 ()

- 2. 事前に確認していないが、事後に確認している
- 3. 確認していない

(2-c) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(2-b)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 事前に確認を行った
- 2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからjのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 市町村保育担当部局

b. 施設の長

c. 施設の保育士

d. 施設の栄養士又は管理栄養士

e. 施設の調理員

f. 事業者の長

g. 事業者の栄養士又は管理栄養士

h. 事業者の調理員

i. 事業者のその他の職員

j. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 直近1年間において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のヒヤリ・ハット事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのヒヤリ・ハット事例が発生した

具体的に記入（ ）

2. 特になし

(2) 直近1年間において、実際に、アレルギー、食中毒等の事故は起こりませんでしたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

2. 特になし

(3) (1)又は(2)において「1. 何らかのヒヤリ・ハット事例が発生した」又は「何らかの事故が発生した」と回答した施設のみお答えください。それ(ら)は、どのような事案でしたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 主に保育所の中の対応に起因する事案

2. 主に搬入元の中の対応に起因する事案

3. 保育所と搬入元の連携の不備に起因する事案

4. その他

具体的に記入（ ）

5 保育所における食事の配膳方法等

(1) 延長保育等の実施により1日の食事の提供回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食の提供時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている

2. 搬入後、保管された食事を施設において温め直している

3. 搬入後、保管された食事(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している

4. 搬入後、保管された食事について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している

5. 搬入後、保管された食事について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している

6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している

7. その他

具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 離乳食について、月齢・発達に応じて、何段階で外部搬入による給食を提供していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

(注) 離乳食初期、離乳食中期、離乳食後期、離乳食完了期で分けて、給食を作って提供している場合には、4段階となります。【施設】

1. 1段階

2. 2段階

3. 3段階

4. 4段階

5. 5段階以上

6. 離乳食は外部搬入をしていない。(保育所で作っている。)

7. 離乳する月齢の入所児童に対して特別に離乳食を提供していない。(通常の給食を提供している。)

8. その他

具体的に記入（ ）

(2) 搬入元は、当該保育所のほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の保育所
2. 幼稚園
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. 幼保連携型認定こども園
7. 保育所以外の児童福祉施設
8. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
9. 病院
10. その他

具体的に記入（ ）

(3-a) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、これらの者と同じ構成の食事内容ですか。若しくは、何らかの食事内容を変更して提供していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。※3歳未満児に対し、外部搬入の給食を提供している場合のみお答えください。【事業者】

1. 変更している
 - ・変更している場合、つぎのaからeのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 給食の量を調整している
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）に応じて、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整している
 - d. 窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている

e. その他

具体的に記入（ ）

2. 変更していない

(3-b) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、食事内容を変更しなかった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、設備的に困難であるため
 - ・困難な理由を具体的に（ ）
2. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、人員的に困難であるため
 - ・困難な理由を具体的に（ ）
3. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、1、2以外の理由で困難であるため
 - ・困難な理由を具体的に（ ）
4. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、そもそも検討しなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(3-c) 3歳未満児の給食について、外部搬入による給食について、各保育所において、個々の入所児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしている
 - a. 給食の量を調整している
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）に応じて、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整している
 - d. 窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている

e. その他

具体的に記入（ ）

2. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしてない

(3-d) 3歳未満児の給食について、(3-c)の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当保育士
2. その他の保育士
3. 保育所の栄養士又は管理栄養士
4. 保育所の調理員
5. その他

具体的に記入（ ）

7 食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応

(1-a) このアンケート記入日において、3歳未満児のアレルギー疾患を有するこどもは何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(1-b) このアンケート記入日において、3歳以上児のアレルギー疾患を有するこどもは何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1-a) 又は (1-b) でアレルギー疾患を有するこどもが1人以上いると答えた施設のみ回答してください。アレルギー疾患を有するこどもの給食はどのように実施していますか。それぞれについて、あてはまるもの全てに○をしてください。また、外部搬入を実施している場合には、「外部搬入の導入前の実施状況」としてそれぞれについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

・食物アレルギー疾患を有するこどもの把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握していた
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させていた
3. 保護者の自己申告に委ねていた
4. 特段把握していなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、食物アレルギー疾患を有するこどもの給食はどのように実施していますか。【施設】

・食物アレルギー疾患を有するこどもの把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 保護者の自己申告に委ねている
4. 特段把握していない
5. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
5. 特に対応を異ならせていない
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー疾患を有するこどもの把握、搬入元への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(5) 生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
・ 2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
 - b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
 - c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
 - d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
 - e. 使用したいが、活用方法がわからない。
 - f. 使用する必要性を感じない。
 - g. 生活管理指導表を知らなかった。
 - h. その他（ ）

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたり3歳未満の体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 体調不良児に対する給食はどのように実施していますか。それぞれについて、あてはまるもの全てに○をしてください。また、外部搬入を実施している場合には、「外部搬入の導入前の実施状況」としてそれぞれについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

・ 体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

・ 食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
3. 特別な対応はしなかった
3. 原則帰宅させていた
4. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、体調不良児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・ 体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

・ 食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育所内の調理機能を活用し、保育所において別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む）を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む）を行っている
3. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う（消化の悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変えるなど）
4. 特別な対応はしなかった
5. 原則帰宅させている
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル（体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

9 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応

(1) このアンケート記入日において、3歳未満児の食事の内容に配慮が必要な障害児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) このアンケート記入日において、3歳以上児の食事の内容に配慮が必要な障害児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(3) 食事の内容に配慮が必要な障害児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・食事の内容に配慮が必要な障害児の特性の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 入所後に自治体や医療機関からの情報共有により把握している
4. 特段把握していない
5. その他
具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育所内の調理機能を活用し、別に調理(柔らかくしたり、とろみづけをしたり、刻んだりすることなどを含む。)を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理(柔らかくしたり、とろみづけをしたり、刻んだりすることなどを含む。)を行っている
3. 特性に応じて量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)
4. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当等を持参させている
5. 原則当該児童だけ自宅からの弁当等を持参させている
6. 特に対応を異ならせていない
7. その他
具体的に記入（ ）

(4) 食事の内容に配慮が必要な障害児に対する給食への対応に係るマニュアル(特別な配慮を必要とする児の特性の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

10 食育への取組み

(1) 食育への取組について、実施しているもの全てに○をしてください。また、外部搬入を実施している場合には、「外部搬入の導入前の実施状況」としてあてはまるものすべてに○をしてください。

1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 調理室の見学等)
3. こどもが調理(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど※一部の工程のみの場合を含む。)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
7. 保育所と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている
8. 家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談をできる機会を設けている

- (2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】
1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
 2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
 3. こどもが調理（皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど※一部の工程のみの場合を含む。）を行う機会等を設ける
 4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
 5. 食育計画を保護者に配布している
 6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
 7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
 8. 保育所と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている
 9. 家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談をできる機会を設けている

(3) (1) で行っていた取組について、外部搬入実施後の各取組の実施状況の変化ごとに番号を記入してください。

1. 頻度が増えたもの（ ）
2. 頻度が変化しなかったもの（ ）
3. 頻度が減ったもの（ ）
4. 実施がなくなったもの（ ）

(4) (1) で行っていた取組であって、(2) (3) で行わなくなったり、頻度が減ったりした取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなったり、頻度が減ったりした理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
2. コストを削減するため
3. 移動が負担になるため
4. その他

具体的に記入（ ）

11 事後確認と改善に向けた取組み

(1) 保育所や市町村等の栄養士、管理栄養士等により、献立等につき必要な事項を搬入元に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士、管理栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士、管理栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他

具体的に記入（ ）

(2) 毎回、保育所において検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施

・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 保護者からの聞き取り調査
- b. 児童からの聞き取り調査
- c. 日々の観察
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施

・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
- b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
- c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
- d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
- e. 定期的に、巡回して観察し記録
- f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った

・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて市町村又は保育所で確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った（器具の消毒等につき点検表で確認など）

・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 器具の消毒等につき点検表で確認
- b. 食材検収表の記録
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取り組みや保護者への情報提供を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った

・行った場合、aからdのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 給食の展示
- b. 給食だより等の発行
- c. 給食の試食会の実施
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 行わなかった

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、保育所において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 講じた

2. 講じていない

(8) 外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った

・行った場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）

b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告

c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行わなかった

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある

・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている

b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている

c. その他

具体的に記入（ ）

2. ない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 変化があった

・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した

b. アレルギー疾患を有するこども、体調不良児、食事の内容に配慮が必要な障害児への対応が容易になった

c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった

d. 保育内容が豊かになった

e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した

f. アレルギー疾患を有するこども、体調不良児、食事の内容に配慮が必要な障害児への対応が困難になった

g. 成長の度合いに応じた給食の提供がしづらくなった

h. 冷たいものをそのまま食べるようになった

i. 保育内容が豊かにならなかった

j. その他

具体的に記入（ ）

2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発達状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 施設内調理の時よりも、年齢・月齢ごとの発達状況に応じた適切なメニューとなった

b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない

c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行われなかった

・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 年齢ごとに対応した食事ではなく、年齢を通じて量を変化させただけの画一的な食事となった

b. 乳幼児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった

c. 低年齢児への対応がなおざりになった

d. 延長保育、夜間保育等を行う場合の対応が以前より困難になった

e. その他

具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食

(1) II 7 (1-a) 又は (1-b) で、アレルギー疾患を有するこどもが1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている

b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている

c. その他

具体的に記入 ()

2. 行われなかった

・行われなかった場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている

b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている

c. その他

具体的に記入 ()

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む。)を行っていた

b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)

c. その他

具体的に記入 ()

2. 行われなかった

・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 原則帰宅させていたため、特に対応していない

b. その他

具体的に記入 ()

5 食事の内容に配慮が必要な障害児に対する給食の評価

(1) 食事の内容に配慮が必要な障害児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理(柔らかくしたり、とろみづけをしたり、刻んだりすることなどを含む。)を行っていた

b. 特性に応じて量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)

c. その他

具体的に記入 ()

2. 行われなかった

・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている

b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている

c. その他

具体的に記入 ()

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、公立保育所のコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. つながった

a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。（コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

ア. 3割以上

イ. 2割以上3割未満

ウ. 1割以上2割未満

エ. 0.5割以上1割未満

オ. 0.5割未満

b. その他

具体的に記入（ ）

2. つながらなかった

具体的に記入（ ）

2 外部搬入の総合評価

(1) 保育所において、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

【外部搬入した結果 良くなった点】

a. 体調不良児、アレルギー疾患を有するこども、食事の内容に配慮が必要な障害児、低年齢児への対応が容易になった

b. メニューが多様化した

c. コストが削減された

d. 味が良くなった、残食が少なくなった

e. 保育所と小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった

f. 食育を進めることができた

g. その他

具体的に記入（ ）

h. 特になし

【外部搬入した結果 悪くなった点】

i. 体調不良児、アレルギー疾患を有するこども、食事の内容に配慮が必要な障害児、低年齢児への対応が困難になった

j. メニューが画一化した

k. 味が悪くなった、残食が多くなった

l. 量が少ない又は多い

m. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった

n. 配膳などの時間が自由に行えなくなった

o. 食育の活動が十分に行えなくなった

p. 保護者への支援が十分に行えなくなった

q. その他

具体的に記入（ ）

r. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

a. 乳幼児専門の栄養士又は管理栄養士（いずれかは問わない。）の配置

b. 乳幼児専門の管理栄養士の配置

c. 乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）

d. アレルギー疾患を有するこどもに係る対応のマニュアル化

e. 体調不良児への対応のマニュアル化

f. 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応のマニュアル化

g. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化

h. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置

i. 乳幼児期の「食」の重要性を十分に考慮できているか

j. その他

具体的に記入（ ）

⑥評価・調査委員会の調査票案

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 令和7年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 5 までの回答を地方公共団体に
おいてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 6 に進んでください。Q 2 3～Q 3 3 については保
育所の所長から、同様に Q 3 4 は保育所の保育士（各施設 5 人以上となるようご
配慮ください）、Q 3 5 は保育所児の保護者（各施設、3 歳未満児の子供を持つ
保護者 5 人以上となるようご配慮ください）、Q 3 6～Q 3 9－4 は給食の搬入
元からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入く
ださい。

《必ずお読みください》

- ・本質問票は、公立保育所における給食の外部搬入事業のうち、3 歳未満児に対する給食に関するものについて、活用実績及びその効果等を確認することを目的としております。
- ・したがって、ご回答にあたっては、あくまでも3 歳未満児についての実績等をご記入ください。

Q 6 <地方公共団体への質問>

貴自治体の公立保育所の設置状況についてご記入ください。

⇒ 回答欄 6

Q 7 <地方公共団体への質問>

特例措置を活用して給食の外部搬入方式を導入した目的・理由について次の
選択肢から選んでください。（主な目的・理由を最大 3 つまで）

1. 施設の老朽化に伴う維持管理の負担
2. 調理一元化による調理業務の効率化
3. 食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達
4. 大型施設調理による衛生管理の充実及び安全性の向上
5. 財源の効率的活用による多様な行政ニーズへの対応
6. 調理員不足
7. 児童数の低減、保育所の統廃合
8. その他（ ）

⇒ 回答欄 7

Q 8 <地方公共団体への質問>

利用児童数が 20 人以上の公立保育所の運営改善においては、民営化や統合化等の方策も考えられますが、貴自治体の状況はいかがでしょうか。次の選択肢から 1 つ選んだ上で、具体的な理由をご記入ください。

1. 移行を決定
2. 検討中
3. 検討したが断念
4. 検討してはいない
5. その他 ()

⇒ 回答欄 8

Q 8-2 <地方公共団体への質問>

利用児童数が 19 人以下の公立保育所の運営改善においては、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度下で創設された小規模保育（利用定員 6 名以上 19 人以下）等の地域型保育事業への移行等の方策も考えられますが、貴自治体の状況はいかがでしょうか。次の選択肢から 1 つ選んだ上で、具体的な理由をご記入ください。

1. 移行を決定
2. 検討中
3. 検討したが断念
4. 検討してはいない
5. その他 ()

⇒ 回答欄 8-2

Q 9 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ 3 歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 9

Q 9-2 <地方公共団体への質問>

Q 9 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 9 の指摘が克服されましたか。ご記入いただいた取組ごとに、次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 9-2

Q 9-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 9-2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 9-3

Q 9-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 9-2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 9-4

Q 10 <地方公共団体への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 31 年 4 月改訂）」を参考に取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 取組を行った。
2. 取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 10

Q 10-2 <地方公共団体への質問>

※ Q 10 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

どのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 10-2

Q 10-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 10 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 10-3

Q 11 <地方公共団体への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 11

Q 11-2 <地方公共団体への質問>

Q 11 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 11 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された

- 2. 克服されていない
- 3. 分からない

⇒ 回答欄 1 1－2

Q 1 1－3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 1－2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1－3

Q 1 1－4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 1－2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1－4

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。
貴地方公共団体では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 2－2 <地方公共団体への質問>

Q 1 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 2 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

- 1. 克服された
- 2. 克服されていない
- 3. 分からない

⇒ 回答欄 1 2－2

Q 1 2－3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 2－2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2－3

Q 1 2－4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 2－2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2 - 4

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分な例が見られるとの指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 3 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 3 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 3 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 3 - 2

Q 1 3 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 3 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3 - 3

Q 1 3 - 4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 3 - 2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3 - 4

Q 1 4 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入により、経費削減効果が図れていますか。図れている場合は、以下の 2 点について、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

- (1) 削減された経費の費目（人件費、光熱水費等）
- (2) (1) の費目ごとの削減額

【(1) の記入例】給食調理員人件費（外搬導入前 5 名→外搬導入後 2 名）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入により、増加した経費はありますか。ある場合は、以下の2点について、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 増加した経費の費目（業務委託料等）

(2) (1) の費目ごとの増加額

【(1) の記入例】業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入による経費削減分を、保育サービス向上（例：保育士の加配や保育料の軽減、児童受入数の増加など）のために活用していますか。次の選択肢から選んでください。

1. 活用している
2. 活用していない

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 6-2 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 6 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

給食の外部搬入による経費削減分のうち、どの程度を、保育サービス向上のために活用していますか。概ねの割合をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 6-2

Q 1 6-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 6-2 に回答いただいた地方公共団体のみお答えください。

Q 1 6-2 で回答いただいた経費削減分を充てることで、充実が図られた保育サービスや、新たに実現できた保育サービスがある場合には、その内容を具体的にご記入ください。（例えば、保育士の加配や児童受入数の増加等があった場合は、「20 名→30 名」など、具体的な数についてもご記入ください。）

⇒ 回答欄 1 6-3

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか（地産池消の推進、地域産業の育成・振興、児童との交流の増加等）。あった場合には、給食の外部搬入との関連性が分かるように、効果の内容を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 17

※ Q18～20-3は、Q23～Q33の調査対象とした保育所の状況についてお答えください。

Q18 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入により、経費削減効果が図れていますか。図れている場合は、以下の2点について、調査対象とした保育所ごとに、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 削減された経費の費目（人件費、光熱水費等）

(2) (1)の費目ごとの削減額

【(1)の記入例】給食調理員人件費（外搬導入前5名→外搬導入後2名）

【(2)の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 18

Q19 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入により、増加した経費はありますか。ある場合は、以下の2点について、調査対象とした保育所ごとに、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 増加した経費の費目（業務委託料等）

(2) (1)の費目ごとの増加額

【(1)の記入例】業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）

【(2)の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 19

Q20 <地方公共団体への質問>

当該保育所から生じた給食の外部搬入による経費削減分を、当該保育所の保育サービス向上（例：保育士の加配や保育料の軽減、児童受入数の増加など）のために活用していますか。調査対象とした保育所ごとに、次の選択肢から選んでください。

1. 活用している

2. 活用していない

⇒ 回答欄 20

Q20-2 <地方公共団体への質問>

※ Q20で1.を選択した地方公共団体のみお答えください。

給食の外部搬入による経費削減分の内、どの程度を、保育サービス向上のために活用していますか。調査対象とした保育所ごとに、概ねの割合をご記入ください。

⇒ 回答欄 20-2

Q 2 0 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 0 - 2 に回答いただいた地方公共団体のみお答えください。

Q 2 0 - 2 で回答いただいた経費削減分を充てることで、充実が図られた保育サービスや、新たに実現できた保育サービスがある場合には、調査対象とした保育所ごとに、その内容を具体的にご記入ください。(例えば、保育士の加配や児童受入数の増加等があった場合は、「20 名→30 名」など、具体的な数についてもご記入ください。)

⇒ 回答欄 2 0 - 3

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

※ 同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所がある市町村のみお答え下さい。

自園調理を行っている保育所と、3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている保育所とを比較して、特に外部搬入に関し、問題点がありますか。問題点があれば具体的にご記入ください。また、その問題に対しどのように対応していますか、具体的にご記入ください。

(例) 保育所運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、園児・保護者の声、職員の士気等

⇒ 回答欄 2 1

Q 2 2 <地方公共団体への質問>

これまでの設問を踏まえて、標題特例措置を今後も活用されますか。次の選択肢から選んでください。

1. する
2. しない
3. 未定

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 2 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 2 2 で 1 を選択した地方公共団体は、主な理由について次の選択肢から 1 つ選んでください。また、Q 2 2 - 1 で 2 及び 3 を選択した地方公共団体は具体的な理由を記入してください。

1. 保育所の効率的な運営を図るため
2. 給食の質や安全性の向上を図るため
3. 保育サービスの充実を図るため
4. 調理施設の整備が困難であるため
5. その他 ()

⇒ 回答欄 2 2 - 2

Q 2 3 <保育所の所長への質問>

貴保育所について、以下をご回答ください。

1. 職員数
2. 児童数
3. 3歳未満児数

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <保育所の所長への質問>

3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている事業者は、どのような事業者ですか。次の選択肢から選んでください。

1. 学校給食センター
2. ケータリング業者
3. 他の保育所、認定こども園
4. その他（具体的に記入）

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 4-2 <保育所の所長への質問>

Q 2 4の外部搬入事業者の調理施設は、どこにありますか。次の選択肢から選んでください。

1. 市町村内
2. 市町村外

⇒ 回答欄 2 4-2

Q 2 5 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5

Q 2 5-2 <保育所の所長への質問>

Q 2 5で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 2 5の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 2 5-2

Q 2 5-3 <保育所の所長への質問>

※ Q 2 5-2で1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5-3

Q25-4 <保育所の所長への質問>

※ Q25-2で2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 25-4

Q 2 6 <保育所の所長への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に、取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 取組を行った。
2. 取組を行っていない。
3. その他 ()

2. 取組を行っていない。

3. その他 ()

⇒ 回答欄 2 6

Q 2 6 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q26で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

どのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 26-2

Q 2 6 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q26で2又は3を選択した地方公共団体のみお答えください。

取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 26-3

Q 27 <保育所の所長への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 27

Q 27-2 <保育所の所長への質問>

Q27で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q27の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

2. 克服されていない

3. 分からない

⇒ 回答欄 27-2

Q 2 7 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 2 7 - 2 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 7 - 3

Q 2 7 - 4 <保育所の所長への質問>

※ Q 2 7 - 2 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 2 7 - 4

Q 2 8 <保育所の所長への質問>

※ 代替食の提供等、事業者による個別の対応が難しく、給食の搬入後、改めて保育所において調理・加工している保育所のみお答えください。

事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題があるとの指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、課題が生じていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 課題が生じている
2. 課題は生じていない

⇒ 回答欄 2 8

Q 2 8 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 2 8 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

衛生管理上の課題が生じていない理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。

また、以前は課題が生じていたが、当該取組等により克服された場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 2 8 - 2

Q 2 9 <保育所の所長への質問>

※ 代替食の提供等、事業者による個別の対応が難しく、給食の搬入後、改めて保育所において調理・加工している保育所のみお答えください。

事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、保育士の業務負担の増大が生じているとの指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、負担の増大が生じていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 負担の増大が生じている
2. 負担の増大は生じていない

⇒ 回答欄 2 9

Q 2 9 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 2 9 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

保育士の業務負担の増大が生じていない理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。

また、以前は負担の増大が生じていたが、当該取組等により克服された場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 29-2

Q30 <保育所の所長への質問>

3歳未満児への給食の外部搬入を行うに当たり、代替食の提供や調理形態の工夫など、食物アレルギー児や体調不良児に対するきめ細やかな対応は、すべて外部搬入事業者が行っていますか。次の選択肢から選んでください。

1. すべて外部搬入事業者が対応している
2. 一部保育所が対応している

⇒ 回答欄 30

Q30-2 <保育所の所長への質問>

※ Q30で1. を選択した保育所のみお答えください。

すべて外部搬入事業者が対応できている理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。

また、以前はできなかったが、当該取組等によりできるようになった場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 30-2

Q30-3 <保育所の所長への質問>

※ Q30で2. を選択した保育所のみお答えください。

どのような場合に、どの程度、保育所で対応していますか。また、なぜ外部搬入事業者では対応できないのか、それぞれについて具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 30-3

Q31 <保育所の所長への質問>

食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。

貴保育所では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 31

Q31-2 <保育所の所長への質問>

Q31で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q31の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された

2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 1－2

Q 3 1－3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 1－2 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1－3

Q 3 1－4 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 1－2 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1－4

Q 3 1－5 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入導入により、新たに始めた食育活動がある場合には、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1－5

Q 3 1－6 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入導入により、できなくなった食育活動がある場合には、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1－6

Q 3 2 <保育所の所長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2

Q 3 3 <保育所の所長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 3

Q 3 4 <保育所の保育士への質問>

給食を外部搬入することで生じていると思われる効果はありますか。具体的にご記入ください。
また、給食の外部搬入についてお気付きの点があれば、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 3 4

Q 3 5 <保育所児の保護者への質問>

貴保育所で提供される給食について、お子様の感想や、お気付きの点などがありましたら、具体的にご記入ください。
また、自園調理時と比較して、給食業務の外部搬入の実施によって良くなった点、または悪くなった点があれば、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 3 5

Q 3 6 <外部搬入事業所への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6

Q 3 6-2 <外部搬入事業所への質問>

Q 3 6 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 6 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 6-2

Q 3 6-3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 3 6-2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6-3

Q 3 6-4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 3 6-2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6-4

Q 3 7 <外部搬入事業所への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄37

Q37-2 <外部搬入事業所への質問>

Q37で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q37の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄37-2

Q37-3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q37-2で1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄37-3

Q37-4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q37-2で2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄37-4

Q38 <外部搬入事業所への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴事業所では代替食の提供を行っていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 代替食の提供を行っている
2. 一部代替食の提供を行っている
3. 代替食の提供を行っていない

⇒ 回答欄38

Q38-2 <外部搬入事業所への質問>

※ Q38で1. 又は2. を選択した事業所のみお答えください。

代替食の提供を行うに当たり、保育所等との間で工夫されている取組等がありますか。その内容について具体的にご記入ください。
また、以前は代替食の提供ができなかったが、当該取組等によりできるようになった場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 38-2

Q 39 <外部搬入事業所への質問>

給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られるとの指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 39

Q 39-2 <外部搬入事業所への質問>

Q 39で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 39の指摘が克服されましたか。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 39-2

Q 39-3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 39-2で1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 39-3

Q 39-4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 39-2で2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 39-4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑦評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。 2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所（公立保育所型認定こども園を含む。以下同じ。）における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

2. 特例の概要

（1）公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（2）外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。

- ③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。
- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すた

め、食事の提供体制等
について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑨規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
1	北海道	せたな町	地産地消で育む豊かな給食特区	北海道久遠郡せたな町の全域	本町には、認定こども園、保育所、保育園がそれぞれ1か所ずつあるが、人口減少により調理員の確保が困難になっており、給食を自園調理することが難しくなっている。保育の役割を維持するためには、少しでも保育所運営の合理化を図り、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。 そのため調理機能の集約を行い、認定こども園で調理した給食の外部搬入方式を導入することは、食材の一括調達や調理員の合理的配置、施設設備の維持管理等経費の大幅な節減が図られ、保育所運営や子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第63回
2	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実が重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きいく中で、地場産の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第6回
3	北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡湧別町の全域	オホーツクの新鮮で豊富な農産物、魚介類を使用した給食を学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した食事が提供できる。また健全な身体と健全な心の育成のためには、規則正しい生活・食生活の確立とバランスの良い食事が不可欠であるが、学校給食センターから食事の提供を受けることで、保育所から中学校まで一貫した食育推進が可能となり、子どもたちの健やかな成長のために望ましい食習慣が定着する。加えて給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
4	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	本町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実にむけ、「公立幼保連携型認定こども園」における給食の外部搬入方式の容認事業を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に掲げた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進するものである。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第10回
5	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在13ヶ所の保育施設・事業所(定員989名)で保育サービスを提供している。公立保育所については、所内の調理設備が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
6	群馬県	上野村	上野村子育て子育てちいきいき給食特区	群馬県多野郡上野村の全域	近年女性の社会進出等多様化する保護者の就労により、子育て世帯の保護者の仕事と子育ての両立支援は上野村でも課題となっている。その中で子育て支援のニーズに対応する保育所の役割は重要で、その維持のためには保育所運営の合理化を図り、自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。学校給食センターの給食外部搬入方式を導入することは、食材の一元購入や調理員の合理的配置等経費の大幅な削減が図られ、保育所運営等子育て支援施策充実のための財源確保が可能となる。また、地産地消を促進させ食育の推進にもつながる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第57回
7	群馬県	六合村	くになっこ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合築施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い満足の行く保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるように合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第10回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
8	群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤原地区食育推進給食特区	群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部(藤原地区)	みなかみ町は過疎・高齢化、そして急激な少子化が進行している。昭和53年に開設した「町立第三保育園」も平成22年度で園児数が8人と年々児童数が激減している。園児一人当たりに係る保育コストが高く、園の調理室での調理業務は運営上非効率な状況である。 乳幼児期から食育の推進を図るためにも、学校給食センターから外部搬入を行い、食材の多様化、給食内容の充実等が必要であり、それにより園児一人当たりのコストも減り、保育園の合理的運営が図られる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第25回
9	千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特区	千葉県山武郡芝山町の全域	芝山町は成田空港と北接し、人口は7,967人(平成24年9月1日現在)。町内に公立保育所が3つあるが、いずれの施設も老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。また、航空機騒音に伴う住民の転出や少子化で園児が減少し、保育所の運営面からも合理化を図る必要がある。民間給食配食業者から給食の外部搬入方式を実施することで合理化を図り、児童福祉の充実を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回
10	千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	千葉県山武郡横芝光町の全域	近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活における栄養の偏りや不規則な食事などが子どもに与える影響が懸念されている。そのため、バランスのとれた食生活や正しい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。そこで、町立保育所の給食を民間給食専門業者からの外部搬入により実施することで、年齢に応じた給食を提供して子どもたちの健全な成長を促進する。また、給食の外部搬入により節減された経費を財源とし、保育サービスの向上を図るとともに、地元産の食材を利用することにより、地域経済の活性化を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第22回
11	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所(みづば保育園、つくみの森保育園)が2園あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後よりきめ細かな保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房(電磁調理設備)が導入され、調理環境のすぐれたみづば保育園で給食を調理・搬出し、つくみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回
12	東京都	神津島村	神津島村子供たちの安全安心子育て特区	東京都神津島村の全域	本村には、村立の保育所が1園あり、年々少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向にあり、厳しい財政状況や調理員が不足する中、多様な保育ニーズに対応する必要がある。 また子育て家庭の保護者の仕事と子育ての両立を支援することは行政としての課題であり、不足する島の就労人口を増やすことが必要不可欠である。 そのため学校給食共同調理場から給食を外部搬入することにより、調理設備の集約、食材の一円購入、調理員の合理的な配置が可能となり経費の大幅な節減が図られる。また地産地消を積極的に取り入れている学校給食で小中学校と一貫した食育指導が実施できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第63回
13	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。 その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。 また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
14	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育・障害児保育・延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回 (2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
15	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費節減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
16	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大島居地区)	市川富士見保育所は、平成30年8月開園予定で整備を進めており、最新の設備を備えた施設で、1日最高200食が調理可能である。 人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。 給食の自園調理と市川南保育所への外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。 また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり、病後児保育事業などの充実を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第21回
17	山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町保育所給食特区	山梨県南都留郡富士河口湖町の全域	富士河口湖町では、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化に伴い保育サービスに対するニーズが増加している。また、計画にある大石保育所は、入所児童が少人数で食材の一括購入が困難であるため、調達できる食材に限られてくる。加えて、既存の調理室が老朽化しており、随時改修等の財政負担が大きい。 特例措置を活用することで、近隣の保育所において調理した給食を外部搬入することができる。これにより効率的な運営や豊富な材料を取り入れた給食を安定的に提供することが可能となる。また、節減された経費を活用し、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第55回
18	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校に一元化し、保育所に搬入する。このことにより、調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第52回
19	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入容認 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第15回
20	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川園給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第35回
21	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯の多様化したニーズに対応すべき安心して子育てができる環境づくりを推進している。本巣市内の子供達が、乳幼児期から健全な食生活習慣が身に付くよう「食育」の充実を図るため、給食を外部搬入し効率的に調理、提供される質の高い給食の提供をすることで、食を通じ園児の健やかな成長を支えている。平成28年4月より新たに公立保育所を1園開園する為、給食の外部搬入の実施を追加し、さらなる安心、安全な食材の一括購入等による経費削減や、地域農産物の活用により地産地消の推進につなげていく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
22	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児数の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。 このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第48回
23	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼児園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼児園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を活用し、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満児童、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組みることにより心豊かな環境づくりを推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第14回
24	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消による安心・安全な給食を提供することにより、保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
25	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきた。 このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図ることができる。 また、本特例事業を実施することにより、経常経費の削減が図られるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
26	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回
27	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、交通の利便性、アパート等住宅の建築により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園、幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
28	岐阜県	七宗町	ひちそう よちよちバクバク食育特区	岐阜県加茂郡七宗町の全域	七宗町では、町内にある小中学校給食調理室(2施設)の老朽化に伴い、新たに設置する七宗町給食センターからの町立保育所2園への給食(3歳未満児含む)の外部搬入方式を導入することにより、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、このことにより、調理設備の維持管理費の削減や食材の一元管理、一括調理と調理員の合理的配置が可能となり、保育所運営経費の削減を図り、その節減された経費を多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要の財源として充てていく。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第31回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回
29	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地場産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回
30	岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	岐阜県大野郡白川村の全域	白川村では村立保育所の給食を小中学校と同一の村立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地場産食材をできるだけ活用し、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第22回
31	静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	熱海市の区域の一部(初島地区)	熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第22回
32	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回 (2)
33	愛知県	西尾市	西尾つ子を育む楽しい給食特区	西尾市の全域	西尾市は、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中、公立保育所15園、幼稚園3園を運営しているが、特区を活用し給食センターからの外部搬入方式を行い、保育所の効率的な運営に取り組むことで、各種の子育てサービスの充実を図る。また、子どもの成長と健康に重要な時期である幼児期の発育・発達段階に即した食育の推進に取り組む、さらには地元の食材を取り入れ地産地消を進める。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第54回
34	愛知県	蒲郡市	蒲郡市にこにこ給食特区	蒲郡市の全域	蒲郡市では、14ある公立保育所において3歳以上児の給食を学校給食センターから外部搬入しており、地元の食材や地域の行事と結びついた献立を提供するなどにより、郷土への愛着や地産地消の促進に取り組んでいる。近年、共働き家庭の増加など低年齢児保育ニーズが高まっていることから、特例措置を活用し、3歳未満児の受け入れができていない4保育所において外部搬入により2歳児の給食を提供可能とする。これにより、低年齢児保育の受け入れを拡大し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児期からの一貫した食育の推進に取り組む。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第43回
35	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	本市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのめ細かな対応が困難な状況にある。このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入容認 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回 (2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
36	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。 このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化を進める。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
37	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。 このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを節減、その財源を充てることで保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供しプログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
38	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	田原市では、保育所の給食は、地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供する学校給食センターを活用し、地域に対する誇りや愛着を育む食育や、地産地消の促進を図っている。 これまで、特例措置を活用し、公立保育所で給食の外部搬入を行ってきたが、新たに児童発達支援センターにも給食の外部搬入を行うこととし、引き続き、乳幼児期からの正しい食習慣の定着につなげ、児童の健やかな成長を促進する。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
39	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	清須市は、少子高齢化が急速に進む中、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。そのため、公立保育園の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
40	愛知県	北名古屋市	北名古屋いきいき給食特区	北名古屋市の全域	北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。 市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を担い、公立保育所における給食を給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
41	愛知県	みよし市	みよし市わくわくもり給食特区	みよし市の全域	みよし市では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し市内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取組を行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
42	愛知県	あま市	元気でモリモリ健やか給食特区	あま市の全域	あま市では、近隣の他市町村が少子化傾向のなか名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭であることから、保育所の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化している。 これまでは旧甚目寺町の保育園(6園)で学校給食センターから給食を外部搬入し運営の合理化を図ってきたが、今後は対象を市内全9保育園に拡大し、経費削減による更なる子育て支援強化を図るとともに、小中学校と同じ安全安心な給食による元気な乳幼児保育や幼児期からの一貫した食育を推進する。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
43	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつながる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
44	愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	長久手市の全域	区画整理事業の進展に伴い、若い共働き世代が流入していることから、保育所で受け入れるべき幼児・児童の数が増加しており、併せて、食環境における子育て世代の支援も保育所に求められている。しかし、限られた財源の中で、総合的かつ自足的な保育サービスを提供していかなければならない。 そこで、給食センターから保育所への給食外部搬入を導入することにより、効率的かつ安全な給食の提供ができ、ひいては保育サービスの充実、子どもの食育にもつながる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
45	愛知県	蟹江町	かにえ生き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より質の高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発育・発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
46	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町では、幼・保・小中一貫教育プロジェクトに基づき、一貫した「食育」の指導推進を図っているが、自園調理方法による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、町立保育所の運営の合理化と、子どもたちの給食や地場産物への一層の理解を深めることを目的に、本町をはじめ、近隣市町の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
47	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山間部の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化が進み、財政難であることから改修することも出来ず、保育所内での調理は困難な状況にある。 本特例措置を活用し、保育所の給食を村内の学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図り、節減した経費をもとに充実した保育を実施する。また、バランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小・中学校まで、一貫した食育の推進を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
48	三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。 これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
49	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。そのため、市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。 本特例措置を活用することにより、削減された経費を他の保育サービスに当てることにより、幼児教育・保育内容や食育の充実が期待されるほか、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
50	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
51	滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	栗東市の全域	栗東市においては、人口の増加、核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出等のため、特に3歳未満児における保育ニーズが増大している。一方で、栗東市内の公立保育所のうち3園は昭和40～50年代に建設されたため、調理室の面積が小さいことに加え、厨房設備等が老朽化している。そこで、平成30年9月に学校給食共同調理場が移転・新築されることに伴い、公立保育所3園へ給食を外部搬入し、各園内の調理施設の負担を軽減するとともに、地産地消の献立のもと安全でおいしい給食の提供を図る。併せて、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。なお、年々増加する食物アレルギー代替食や離乳食、おやつ等については、各園内の調理施設において個別対応を行う体制を十分に確保し、より安全な給食提供を行う。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第45回
52	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。 本特例措置を活用して、1つの保育所で一括して給食の調理を行い、各保育所・認定こども園へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより節減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の促進や地域の活性化を図る。	920 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第46回
53	滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	高島市の区域の一部(旧マキノ町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)	本市のマキノ町地域には、マキノ西こども園とマキノ東こども園があり、マキノ西こども園で給食およびアレルギー食を一括調理し、マキノ東こども園へ外部搬入することにより、食事のマナーや正しい食習慣などの地域で統一した「食育」を推進する。 また、給食調理業務の効率化を進め、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、調理員の合理的配置が可能となり、節減経費を保育サービス・子育て支援施策に充てていく。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回
54	京都府	京丹後市	京丹後市保育所給食特区	京丹後市の全域	本市の中心地から離れた丹後町地域にある宇川保育所は、利用児童数が非常に少なく、今後ますます児童が減少することが予測される。給食提供においては、食数が少ないため、仕入れた食材を使い切ることができず廃棄するなど不経済な状況である。また宇川保育所は調理員1名のみで給食業務を行っており、緊急時に給食の提供に影響が出ることが懸念される。 このことから、近隣の公立こども園において自園調理した給食を宇川保育所へ搬入することにより、食材の調達問題が解決し、利用児童へ給食を安定供給できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第64回
55	大阪府	茨木市	いばらき持続可能な給食特区	茨木市の全域	本市にある4か所の公立保育所において、施設全体の経年劣化が進んでいる状況で、改修の必要性が出てきている。給食室の設備については経年劣化や耐用年数を過ぎているものが多く、不具合が生じた場合に保育所の運営自体に多大な影響が出る。また、給食室の改修を実施するにあたり仮の給食室を設置するスペースも無い状況である。 そのため、特例措置を活用することで、3歳未満児にも外部搬入の給食が提供できるようになることで給食室の大規模改修工事が可能になり、より安心で安全な保育を実施することができる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第63回
56	大阪府	熊取町	健やかかつこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面で節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
57	大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	大阪府泉南郡岬町の全域	岬町では、厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や保護者の働き方の多様化などにより、保育サービスの向上や子育て支援施策の充実が課題となっている。本特区計画により、保育所の効率的な運営と経費削減が図られ、その財源を子どもの健やかな成長のための施策に活用できる。また、アレルギー対応など安全、安心な給食を提供できるとともに、地元の食材を活用することにより、地産地消を促進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第25回
58	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは宝」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第15回
59	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	本町は、宗教の聖地高野山を中心とした交流人口でにぎわう反面、定住人口の減少・少子高齢化が進んだ小さな町である。 地域の宝である子どもたちの保育・幼児教育にかけられる期待は大きく、「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し、高野山こども園(保育所型)に、共同調理場から給食を外部搬入し、園運営の合理化を図るとともに、小・中学校と同一食材を用いた献立、地元産食材の購入による地産地消を進め、一貫した「食育」指導を推進する。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第14回
60	和歌山県	広川町	広川 元気っこ・のびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認	こども家庭庁	第9回
61	和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。 本町は2箇所の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達に非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一元購入を促進してコスト削減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
62	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	平成20年3月31日「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の認定を受けたことにより、平成21年度から川上保育園の3歳以上の給食を隣接する川上学校給食センターから外部搬入していますが、川上給食センターでは保育所専用の調理ルートを取っているなど厳重な配慮により、保育所の児童や保護者から高い評価を得ています。今回、3歳未満の児童の給食も外部搬入することにより、より効率的に充実した給食の提供、一貫した食育の推進を目指しています。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第16回
63	岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食材の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配達を受けているが、少量なこともあり、食材の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定こども園で調理したものを配達することにより、食材確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第53回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
64	広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	公立保育所運営の合理化を進め、拡大する保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育所と学校給食センター、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努めるほか、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消を促進するために、学校給食センターからの保育所給食外部搬入方式を導入するもの。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回
65	広島県	江田島市	江田島市にこに給食特区	江田島市の全域	本市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により児童数が年々減少している。 公立保育施設の給食提供において、保育施設専用の給食センターからの外部搬入方式を実施することで、調理業務の効率化・合理化を進め、調理員の適正配置とともに経費節減を図る。 また、全施設で統一したメニューの提供と地産地消による安心安全な給食を提供することで、食育教育の推進を図り、児童の健やかな成長が一層促進される。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回
66	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第16回
67	広島県	世羅町	世羅町たすきでつなぐ給食特区	広島県世羅郡世羅町の全域	本町には、いお保育所、にしおた保育所、せらし保育所の公立保育所3施設があり、各公立保育所の調理室において調理員により調理を行っているが、いずれの施設も調理室の老朽化に加え保育所調理員の確保が難しい状況にある。この対応策として、(仮称)世羅町学校給食センター(令和7年2月完成予定)により、保育所給食について本特例措置を活用し、学校給食センターの共同調理場より給食・おやつ外部搬入を行い、食材の一括購入や調理員の適正配置など、調理員の効率化・合理化を進め経費削減を図る。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回
68	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全域	少子化の影響により児童数が約10人となっている保育所がある。現在、給食の自園調理をおこなっているが、少量の食材の調達で困難な状況である。また市内全体で調理員不足の状態である。令和3年度も少人数での保育運営となる場合は近隣の公立保育所等から給食の外部搬入を行い、食材の安定的な供給の確保、調理員の負担軽減及び経費の節減を図り、少人数保育所であっても食材に制限されることなく、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供したい。なお、自園調理が可能であれば認定申請を取り下げる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第52回
69	徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦・那賀川地区保育所給食外部搬入特区	阿南市の区域の一部(羽ノ浦・那賀川地区)	本特例措置を活用し、羽ノ浦・那賀川地区における給食の外部搬入を実施することで、保育所の維持管理費や給食調理業務の経費節減により、保育所の効率的な運営が図られるほか、経費の節減で得られた財源を子育て支援や保育サービスの拡充、保育所整備の早期完了を目指し、暮らしやすさが実感できる地域社会の構築が期待される。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第27回
70	徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	徳島県那賀郡那賀町の区域の一部(木頭地区及び平谷地区)	那賀町は平成17年3月に旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村と合併した。那賀町は少子高齢化が急速に進み、特に山間部については子どもの減少が著しい。搬入先である木頭地区、搬入元である平谷地区ともに地区内に1カ所ずつ町立保育園があるが園児数は減少している。外部搬入を実施することによって維持管理費の節減や調理員の合理的な配置をし、保育園の効率的な運営を行うことによって子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第30回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
71	徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	徳島県海部郡美波町の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第33回
72	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.10平方キロ、人口18,952人(平成27年国調)と非常にコンパクトな行政運営を行っています。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施するものです。児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成するとともに、安全で質の高い給食を提供することが可能となります。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元食材の調達割合を高めることやアレルギー対応食の提供が容易となります。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第12回
73	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	現在、町立山田こども園(公立幼保連携型認定こども園)及び町立羽床上こども園(公立保育所型認定こども園)の給食については、調理を綾川町綾上学校給食調理場(調理業務民間委託)で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てること、子育て支援の充実が図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園(公立保育所型認定こども園)を追加することでさらなる経費の削減につなげる。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第48回
74	愛媛県	伊予市	伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区	伊予市の全域	市街地や県道松山市からも遠く、著しい過疎化・高齢化により人材不足が顕著な地域において、調理員の確保は困難であり、かろうじて自園調理を行っている。また、厳しい財政事情の中、多様な保育ニーズに対応しなければならない。特区申請地域の調理員を、保育2施設に集約することで、人員不足の解消と一定の財源が確保され、安全・安心な給食の将来にわたる安定的な提供が可能になることはもちろん、豊富な経験を持つ優秀な調理員の集約により、多様な保育ニーズにもより適切で柔軟な対応が図られる等の効果が期待される。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回
75	福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	町立保育所の給食業務について、中央保育所併設の保育所給食センターから外部搬入を実施する。専任の栄養士を配置し、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一の給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
76	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸県郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使い、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配達する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等をできる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920(一部)	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回

特例措置番号939の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 特例措置の評価・調査経緯 2
- ③ 関係府省庁説明資料 6
- ④ 関係府省庁の調査票案【審議事項】 7
- ⑤ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】 20
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1 28
- ⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 29
- ⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 32

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成24年1月措置)

特例措置番号 939

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

これまで

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

取り巻く環境の変化

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

構造改革特区の活用

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- ② 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- ③ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- ④ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

認定
計画数

32 件（累計）

30 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

千葉県

元気いっぱいば障害児給食特区（平成24年3月認定）

本県では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。

そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年 下半期 (H25.3.6)	その他 (平成28年度 に評価を行う)	<u>関係府省庁の調査</u>によれば、給食の外部搬入により<u>一部施設において障害児には不向きな調理となったとの意見が確認されたが、事業を実施している施設数が少ないため、今回の調査結果のみをもって弊害の有無を結論づけることは困難である</u>とのことであった。すなわち、全国展開により外部搬入を行う施設が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、障害児に対する給食の安全性を確保するため慎重な対応が必要であるとのことであった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設の運用費用が削減できていること、児童・保護者の満足感が向上していること等の効果が確認された</u>。また、食事提供に当たり配慮が必要な児童は年齢や障害の種類・程度が異なっていたが、外部搬入実施前から食事介助や刻み等の個別対応を行っていたことなどから、<u>外部搬入実施後も個別対応を取ることができており、全児童について特段の問題は生じていないことが確認された</u>。 以上より、<u>全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある</u>。そのため、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、<u>地方公共団体等に対し周知や情報提供に努めることとし、評価・調査委員会は、その結果により、改めて評価を行う</u>。評価時期については、事例の蓄積には一定期間必要であり、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価時期も踏まえ、平成28年度とする。	本特例措置の評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、 <u>平成28年度に改めて評価を行う</u> 。

特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年 (H30.4.24)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	<u>関係府省庁</u>の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で<u>給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分</u>であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、<u>多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要である</u>とのことであった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現している</u>とともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、<u>食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応</u>を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「<u>関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。	関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、<u>その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮した<u>リスク低減策</u>について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、<u>2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

< 令和 3 年度 >

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
令和 3 年度 (R4.5.13)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業の実施により、経費（人件費等）の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む自治体もみられた。 ・各自治体では、厚生労働省作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。 ・なお、本特定事業が成功するためには、安全・安心な給食を提供できる外部搬入事業者があること、調理施設とセンターとの連携などが挙げられている。 ・給食の提供にあたって、平成29年7月に作成された「<u>児童発達支援ガイドライン</u>」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、<u>回答のあったほぼすべての自治体では、外部搬入事業者と連絡調整を行い「対応している」ことが確認された。</u>加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組（施設における自己評価の実施及び公表）が実施されていることも確認された。 ・「<u>保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</u>」は平成31年4月に改訂されていることから、<u>新たな取組の実施などその対応状況を確認したところ、回答のあったほぼすべての自治体で対応している又は対応予定であることが確認された。</u> ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、<u>お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。</u> ・児童の保護者からは、良くなった点として、<u>給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。</u> ・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。 （次項へつづく）	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、<u>当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。</u>

特例措置の評価・調査経緯

評価 時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		(つづき) 関係府省庁の調査では、 ・食事内容について、「給食の献立が多様化された」「アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった」等、外部搬入により得られた効果がある一方で、<u>食物アレルギーのある子どもに対する給食の提供を行うにあたって、アレルギー対応食の取り違いや、アレルゲン食材を使用した献立で納入されるなど、ひやりはっと事例が4例起きていたことが確認された。</u> ・また、外部搬入に関する確認事項等の書面の取り交わしがなされていない自治体も多く、さらにマニュアル等の手順の未整備など、<u>食物アレルギーのある子どもや体調不良の子どもへの対応等が十分に行われていない状況にある。</u> ・<u>アレルギー対応食の取り違いやアレルゲン食材が含まれた内容で納入されるという命にかかわるような重大な事案が生じていること、また、特区の認定が20自治体（うち4自治体は未実施）と非常に少なく、全国展開のニーズはあまりないと考えている。</u>とのことであった。 医療・福祉・労働部会においては、<u>全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。</u>	

○ 対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※ 通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉観なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○ 事業の概要

＜＜サービス内容＞＞

日常生活の基本的な動作及び知識技能の習得のための支援、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援(児童福祉法第6条の2の2第2項)

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその養育者の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②児童発達支援事業所等

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○ 提供するサービス

児童発達支援センター

中核機能①

※児童発達支援センターは、幅広い高度な専門に基づき、本人支援・家族支援を提供

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のあるこどもへの発達支援やその家族に対する支援

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
(児童指導員 1人以上、保育士1人以上)
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

自治体

児童発達支援センター等の4つの中核機能を踏まえ、地域の障害児支援体制の整備を進めていく

児童発達支援事業所

④関係府省庁の調査票案

令和7年度調査の概要

1. 関係府省庁名	こども家庭庁
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うにあたり、安全性の確保や障害児の発達段階・それぞれの障害の特性等に応じた配慮がなされているかどうか等について、状況把握するもの。
②	調査方法	○ 構造改革特別区域の認定に係る児童発達支援センター及び地方公共団体(都道府県、市町村)に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。(別添アンケート)
③	調査対象	○ 構造改革特別区域の認定に係る児童発達支援センター、地方公共団体(都道府県、市区町村)及び事業者(搬入元)
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和7年10月 調査票の回収 令和7年11月 調査結果とりまとめ 令和8年1月

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内の御担当者が回答してください。

0 基礎情報

1 基礎情報を入力してください。【都道府県、市町村】

- (1) 都道府県名を記入（ ）
- (2) 市区町村名を記入（ ）
- (3) 担当部署名を記入（ ）
- (4) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記入
（電話： ） メールアドレス： （ ）

2 市町村内における児童発達支援センターの数を記入してください。【市町村】

児童発達支援センターの数を記入（ ）

3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域の指定を受けていますか。【市町村】

1. 過疎の指定を受けている
2. 一部過疎の指定を受けている
3. 過疎、一部過疎の指定を受けていない

4 基礎情報を入力してください。【施設】

- (1) 施設が所在する都道府県名を記入（ ）
- (2) 施設が所在する市区町村名を記入（ ）
- (3) 施設名を記入（ ）
- (4) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記入
（電話： ） メールアドレス： （ ）

5 外部搬入の開始時期を記入してください。【施設】

（ 年 月 から）

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 業務の効率化を図るため
2. 給食メニューの多様化を図るため
3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校等との一貫的な体制の確保を推進するため
5. 人件費の削減を図るため
6. 児童発達支援センターの改修等により調理室の使用が困難であるため
7. その他
具体的に記入（ ）

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各児童発達支援センターにおける利用児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
2. 一部の年齢において実施
具体的に記入（ ）
3. その他
具体的に記入（ ）

2 各児童発達支援センターに給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 事業者はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
2. ケータリング業者
3. 他の児童発達支援センター
4. その他
具体的に記入（ ）

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士又は管理栄養士が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 各児童発達支援センターに配置されている
3. 上記(1)の事業者に配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 学校給食での実績
2. 病院給食等での実績
3. 企業規模又は事業者の経営状況
4. 各児童発達支援センターとの距離の近接状況
5. 市町村との契約の際の料金
6. 調理設備
7. 外部搬入の実施体制の充実度
8. 栄養士又は管理栄養士の有無
9. 食材の購入に係る契約締結内容
10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
11. その他
具体的に記入（ ）

(4) 事業者に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(5) 事業者とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(5-a) (5)において、「1 取り交わした」と答えた都道府県、市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
2. 食物アレルギー疾患を有することもへの対応の義務づけ
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
4. 食材に関する内容
5. 食育の推進
6. 給食の提供回数
7. 外部搬入の対象とする年齢
8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催
協議内容を明示している場合は具体的に記入（ ）
9. 衛生面に関する業務上必要な注意を果たしうる体制の確保
10. 栄養面に関する業務上必要な注意を果たしうる体制の確保
11. その他
具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 献立の決定について
 - a. 市町村障害児通所支援担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
具体的に記入（ ）

2. 給食材料の決定について
 - a. 市町村障害児通所支援担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
具体的に記入（ ）

(2) 施設は、児童の栄養基準及び献立の作成基準等が事前に事業者に対し明示されていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。)【施設】

1. 明示している

・誰が明示していますか。

a. 市町村障害児通所支援担当部局

b. 施設

c. その他

具体的に記入 ()

・何を明示していますか。(複数回答可)

a. 栄養基準

b. 献立の作成基準

c. 食材の購入基準

d. 年齢に応じた調理加工基準

e. 食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応

f. 体調不良児への対応

g. その他

具体的に記入 ()

2. 明示していない

・明示していない理由は何ですか。

a. 事業者の栄養士又は管理栄養士が作成することとしているため

b. 事業者の中で栄養士又は管理栄養士以外の職員が作成することとしているため

c. 明示することはそもそも考えていないため

d. その他

具体的に記入 ()

(2-a) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 確認を行っている

2. 確認を行っていない

(2-b) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

a. 栄養基準

b. 献立の作成基準

c. 食材の購入基準

d. 年齢に応じた調理加工基準

e. 食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応

f. 体調不良児への対応

g. その他

具体的に記入 ()

2. 事前に確認していないが、事後に確認している

3. 確認していない

(2-c) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(4)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認を行った

2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからkのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 市町村障害児通所支援担当部局

b. 施設の長

c. 施設の児童発達支援管理責任者

d. 施設の直接処遇職員

e. 施設の栄養士又は管理栄養士

f. 施設の調理員

g. 事業者の長

h. 事業者の栄養士又は管理栄養士

i. 事業者の調理員

j. 事業者のその他の職員

k. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等につながる可能性のあるひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはっと事例が発生した

発生年月、具体的内容を記入（ ）

2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで外部搬入に起因する食中毒等の事故が起きましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

発生年月、具体的内容を記入（ ）

2. 何らかの事故は発生していない

5 児童発達支援センターにおける給食の配膳方法等

(1) 延長支援等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている

2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している

3. 搬入後、保管された給食（本来温める等の必要のないもの）をそのまま配膳している

4. 搬入後、保管された給食について、本来温める等の必要があるが人員の問題からそのまま配膳している

5. 搬入後、保管された給食について、本来温める等の必要があるが設備の問題からそのまま配膳している

6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している

7. その他

具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 事業者は、当該児童発達支援センターのほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の児童発達支援センター

2. 1. 以外の障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス）

3. 幼稚園

4. 小学校

5. 中学校

6. 高校

7. 上記（1）、（2）以外の児童福祉施設

8. 児童福祉施設以外の社会福祉施設

9. 病院

10. その他

具体的に記入（ ）

(2) 事業者は、個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供が可能ですか。あてはまるものに○をしてください。【事業者】

1. 提供可能

2. 提供不可

(2-a) (2) で提供可能である場合、個々の利用児童の発達段階に応じて、施設側から食形態の変更依頼があった場合、どのくらいの頻度で変更に対応することが可能ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 変更の希望があった場合は都度

2. 週単位での変更

3. 月単位での変更

4. 年単位での変更

5. その他

具体的に記入 ()

(2-b) (2 - a)について、変更の依頼が給食提供に反映されるまでに、どれくらいの期間がかかりますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 数日以内

2. 1週間以内

3. 1ヵ月以内

4. その他

具体的に記入 ()

(2-c) (2) で提供不可である場合、その理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 衛生面への懸念

2. 調理体制や設備等により対応困難

3. その他

具体的に記入 ()

(2) 外部搬入する前（平成24年度以前の旧法体系施設として実施していた給食の実施内容を含みます。以下同じ。）の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階に応じた調整を行う等、適切な対応をしていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしていた

a. 給食の量を調整していた

b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、調理（軟らかくしたり、つぶしたりする等）により食べやすいように形態を調整していた

c. 味を薄くするなど味付けを調整していた

d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こるおそれのあるものを除いていた

e. その他

具体的に記入 ()

2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていなかった

(2-a) (2) の対応を行っていた者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当児童指導員

2. 対象児童の担当保育士

3. その他の児童指導員

4. その他の保育士

5. 施設の栄養士又は管理栄養士

6. 施設の調理員

7. その他

具体的に記入 ()

(3) 外部搬入後の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階や障害の特性等に応じた調整を行う等、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている

a. 給食の量を調整している

b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、調理（軟らかくしたり、つぶしたりする等）により食べやすいように形態を調整している

c. 味を薄くするなど味付けを調整している

d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こるおそれのあるものを除いている

e. その他

具体的に記入 ()

2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていない

(3-a) (3) の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当児童指導員
2. 対象児童の担当保育士
3. その他の児童指導員
4. その他の保育士
5. 施設の栄養士又は管理栄養士
6. 施設の調理員
7. その他

具体的に記入()

(4) 外部搬入の実施期間中(平成29年2月以降)において、各児童発達支援センターで発達状況や障害の特性等に応じた適切な食事の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起こりましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 何らかの問題が発生した
発生年月、具体的内容を記入()
2. 何らかの問題は発生していない

7 食物アレルギー疾患を有する子どもへの対応

(1) このアンケート記入日時点で登録されている児童のうち、食物アレルギー疾患を有する子どもは何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(1-a) (1) で食物アレルギー疾患を有する子どもが1人以上いると答えた施設のみ回答してください。外部搬入する前、食物アレルギー疾患を有する子どもの把握はどのように行っていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 利用申込書の記載又は利用申込み時の質問により把握していた
2. 利用開始後に保護者との面談の際に申告させていた。
3. 保護者からの自己申告に委ねる
4. その他

具体的に記入()

(2) 外部搬入を実施する前、把握していた食物アレルギー疾患を有する子どもについては、どのような食事方法をとっていましたか。【施設】

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入()

(3) 外部搬入の実施後、食物アレルギー疾患を有する子どもの把握はどのように行っていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前(上記(2))と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入()

(4) 外部搬入の実施後、食物アレルギー疾患を有する子どもについてはどのような食事方法をとっていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前(上記(3))と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入()

(5) 外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー疾患を有する子どもに対する給食への対応に係るマニュアル(食物アレルギー疾患を有する子どもの把握、外搬事業者への連絡等の手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(7) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食の提供を行うに当たって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 何らかの問題が発生した

発生年月、具体的内容を記入（ ）

2. 何らかの問題は発生していない

(8) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）における生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。

2. 使用を検討中もしくは使用していない

・2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。

a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）

b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）

c. 医師の診断書や血液検査結果を使用

d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない

e. 使用したいが、活用方法がわからない

f. 使用する必要性を感じない

g. 生活管理指導表を知らなかった

h. その他（ ）

8 体調不良児への対応

(1) 施設としての体調不良児への給食提供について、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 体調不良児への給食提供を行っている

2. 基本的には体調不良児へは給食提供を行っていないが、状況に応じて提供を行う場合がある

3. 体調不良児への給食提供は行っていない（原則帰宅してもらう）

4. その他（ ）

※3を回答した場合には、以下（2）～（6）は回答不要

(2) 年平均で、1週間あたりの体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人

2. 1～3人程度

3. 4～6人程度

4. 7～9人程度

5. 10人以上程度

(3) 外部搬入を実施する前、体調不良児の把握はどのように行っていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 登所時に保護者から聞き取り

2. 登所時又は療育中の観察

3. 連絡帳により把握

4. その他

具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入を実施する前、把握していた体調不良児については、どのような食事方法をとっていましたか。【施設】

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分にだけ別に調理（柔らかくすること等を含む。）を行っていた

2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える等）

3. 特別な対応はしなかった

4. その他（ ）

具体的に記入（ ）

(5) 外部搬入の実施後、体調不良児の把握はどのように行っていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（2））と同じ

2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(6) 外部搬入の実施後、体調不良児についてはどのような食事方法をとっていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（3））と同じ

2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(7) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル（体調不良児の把握、事業者への連絡等の手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(8) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで体調不良児に対する給食の提供を行うに当たって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

1. 何らかの問題が発生した
発生年月、具体的内容を記入（ ）
2. 何らかの問題は発生していない

9 食育への取組

(1) 外部搬入実施前の取組について、過去に実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行う等食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜等の栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べる等）
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
3. 食材を洗うなど調理体験を行う機会等を設定
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布
6. 保護者が給食を見ることができるよう展示
7. 地元産等、食材の選び方に配慮
8. 保護者対象とした学習会等を企画
9. 家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談できる機会を設けている

(2) 外部搬入実施後の取組について、現在実施しているもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行う等食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜等の栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べる等）
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
3. 食材を洗うなど調理体験を行う機会等を設定
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布
6. 保護者が給食を見ることができるよう展示
7. 地元産等、食材の選び方に配慮
8. 保護者対象とした学習会等を企画
9. 児童発達支援センターと事業者で構成する定期的な連絡会で利用児童の食育について検討
10. 家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談できる機会を設けている

(3) (1)で行っていた取組であって、(2)で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。

【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
2. コストを削減するため
3. その他
具体的に記入（ ）

10 事後確認と改善に向けた取組

(1) 施設や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を事業者に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない
・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他
具体的に記入（ ）

(2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施している

・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 保護者からの聞き取り調査
- b. 児童からの聞き取り調査
- c. 日々の観察
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施している

・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
- b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
- c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
- d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
- e. 定期的に、巡回して観察し記録
- f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求める等）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会等で確認を行っている
- b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会等で確認を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている（器具の消毒等につき点検表で確認など）

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 器具の消毒等につき点検表で確認
- b. 食材検収表の記録
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施等、保護者の要望を反映させる取組や保護者への情報提供についてお答えください。【施設】

1. 外部搬入実施後新たに実施したものすべてに○をしてください。

- a. 給食の展示
- b. 給食だより等の発行
- c. 給食の試食会の実施
- d. その他

具体的に記入（ ）

- e. 特になし

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、施設において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 講じている
- 2. 講じていない

(7-a) (7)において「1 講じている」と答えた施設のみお答えください。外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
- b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(8) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある

・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
- b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. ない

(8-b) (8)において「2 ない」と答えた施設のみお答えください。給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みがないことで何か問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。

1. 問題が起った

発生年月、具体的内容を記入（ ）

2. 問題が起ってない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。

【直接処遇職員】

1. 変化があった

・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
- b. 食物アレルギー疾患を有するこども、体調不良児への対応が容易になった
- c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
- d. 療育内容が豊かになった
- e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
- f. 食物アレルギー疾患を有するこども、体調不良児への対応が困難になった
- g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
- h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
- i. 療育内容が乏しくなった
- j. その他

具体的に記入（ ）

2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発達状態や食事の回数・時機等に応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 施設内調理の時よりも、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた適切なメニューとなった
- b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行われなかった

・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 小学校の給食の量を減らしただけのような食事となった（障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった）
- b. 障害児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
- c. 延長支援等を行う場合の対応が以前より困難になった
- d. その他

具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食

(1) Ⅱ7(1)で、食物アレルギー疾患を有するこどもが1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食に関し、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

- 1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
- 2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
- 3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
- 4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
- 5. その他

具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

【直接処遇職員】

- 1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくすること等を含む。）を行っていた
- 2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
- 3. 原則帰宅してもらっていたため、特に対応していない
- 4. その他

具体的に記入（ ）

Ⅳ 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、各児童発達支援センターのコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. つながった

a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。(コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。)

ア. 3割以上

イ. 2割以上3割未満

ウ. 1割以上2割未満

エ. 0.5割以上1割未満

オ. 0.5割未満

b. その他

具体的に記入 ()

2. つながらなかった

具体的に記入 ()

2 外部搬入の総合評価

(1) 各児童発達支援センターにおいて、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】

1. 体調不良児、食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応が容易になった

2. メニューが多様化した

3. コストが削減された

4. 味が良くなった、残食が少なくなった

5. 各児童発達支援センターと小学校・中学校等と一環的な給食の提供ができるようになった

6. 地元食材の大量購入等により、食育を進めることができた

7. 体調不良児、食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応が困難になった

8. メニューが画一化した

9. 味が悪くなった、残食が多くなった

10. 量が少ない又は多い

11. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった

12. 配膳等の時間が自由にできなくなった

13. 食育の活動が十分に行えなくなった

14. 保護者への支援が十分に行えなくなった

15. その他

具体的に記入 ()

16. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】

1. 障害児支援に造詣が深い栄養士又は管理栄養士の配置

2. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施(離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去等)

3. 食物アレルギー疾患を有するこどもに係る対応のマニュアル化

4. 体調不良児への対応のマニュアル化

5. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化

6. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置

7. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか

8. その他

具体的に記入 ()

⑤評価・調査委員会の調査票案

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 令和7年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

質問票2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票1**にある共通質問項目Q1～Q5までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票2**にあるQ6に進んでください。Q13～Q19については施設の所長から、Q20は施設の児童指導員又は保育士（できるだけ全員となるようご配慮ください）から、Q21は児童の保護者（各施設保護者5人以上となるようご配慮ください）からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

Q6 ＜地方公共団体への質問＞

本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。

貴地方公共団体としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

（例）マニュアルやガイドラインの作成、施設の指導監督、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

⇒ 回答欄6

Q7-1 ＜地方公共団体への質問＞

「児童発達支援ガイドライン（令和6年7月改訂）」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。」とされています。貴地方公共団体の対応状況について次の選択肢から選んでください。

1. 対応している。
2. 対応してはいない
3. その他（ ）

⇒ 回答欄7-1

Q7-2 ＜地方公共団体への質問＞

※ Q7-1で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的に記入下さい。

⇒ 回答欄 7-2

Q 7-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 7-1 で 2 を選択した地方公共団体のみお答えください。

対応していない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 7-3

Q 8-1 <地方公共団体への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 31 年 4 月改訂）」を参考に取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 取組を行った。
2. 取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 8-1

Q 8-2 <地方公共団体への質問>

※ Q 8-1 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

どのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 8-2

Q 8-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 8-1 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 8-3

Q 9 <地方公共団体への質問>

※ 同一の自治体内に、構造改革特区の特例措置（措置番号 920）により 3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所が存在している自治体のみお答え下さい。

3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所と比較して、特に児童発達支援センターにおける外部搬入について効果があがった点又は課題となった点がありますか。効果又は課題があれば具体的にご記入ください。また、もし課題が発生した場合、どのように対応していますか、具体的にご記入ください。

（例）施設運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、児童・保護者の声、職員の士気 等

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体への質問>

外部搬入元の事業者は児童発達支援センター以外の他施設に、給食を提供していますか。している場合、搬入先をご記入ください。

（例）公立小学校、私立保育所 等

また、その場合、他施設と比較して児童発達支援センターに搬入する際のみ起こる問題点がありますか。

問題点があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 0

Q 1 1 - 1 <地方公共団体への質問>

外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

⇒ 回答欄 1 1 - 1

Q 1 1 - 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の認定以降、サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）を図る取組を行っていれば、当該取組に係る予算額等のコストも含め具体的に記入ください。特に、雇用の増加を伴う場合は、増加人数についても記入ください。また、当該取組と、Q 1 1 - 1 で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的に記入ください。

⇒ 回答欄 1 1 - 2

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたでしょうか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <施設の所長への質問>

給食の外部搬入を行っている施設ごとに、以下を回答ください。

- ・登録児童数
- ・1日の通所児童数
- ・職員数
- ・登録児童の障害等の種類・年齢ごとの人数
- ・職員の資格別人数
- ・外部搬入事業者の種類
- ・給食を提供している児童数、うち給食提供において配慮が必要な児童数
- ・給食提供において行っている配慮の児童ごとの具体的内容
- ・給食を提供しない児童がいる場合、その理由

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4-1 <施設の所長への質問>

「児童発達支援ガイドライン（令和6年7月改訂）」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えるとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。」とされています。対応状況について次の選択肢から選んでください。

1. 対応している。
2. 対応してはいない
3. その他 ()

⇒ 回答欄 1 4-1

Q 1 4 - 2 <施設の所長への質問>

※ Q14-1で1を選択した施設のみお答えください。

当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 4 - 2

Q 1 4 - 3 <施設の所長への質問>

※ Q14-1で1を選択した施設のみお答えください。

当該ガイドラインでは、当該取組も含め、事業所において自己評価することとしています。また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該自己評価結果を公表することが義務付けられています。自己評価の実施及び公表の状況について次の選択肢から選んでください。

1. 自己評価を実施し、公表もしている。
2. 自己評価を実施しているが、公表はしていない。
3. 自己評価を実施していない。
4. その他（ ）

⇒ 回答欄 1 4 - 3

Q 1 4 - 4 <施設の所長への質問>

※ Q14-1で2又は3、Q14-3で2～4を選択した施設のみお答えください。

対応していない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 4

Q 15-1＜施設の所長への質問＞

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に、取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 取組を行った。
2. 取組を行っていない。
3. その他 ()

⇒ 回答欄 15-1

Q 15-2 <施設の所長への質問>

※ Q 15-1 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

どのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 15-2

Q 15-3 <施設の所長への質問>

※ Q 15-1 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 15-3

Q 16 <施設の所長への質問>

本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。

貴施設としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

(例) マニュアルやガイドラインの作成、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

⇒ 回答欄 16

Q 17 <施設の所長への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。また、貴施設にとってどのようなメリット・効果がありましたか(受入児童の増加、児童指導員又は保育士の増加等)。具体的にご記入ください。

また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 17

Q 18 <施設の所長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 18

Q 19 <施設の所長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 19

Q 2 0 <施設の児童指導員又は保育士への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 20

Q 2 1 <児童の保護者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 21

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い

過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
1	宮城県	名取市	なとり児童発達支援センター安心安全給食特区	名取市の全域	本市では、以前より取り組んできた児童発達支援事業を拡大継承しつつ、新たに保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業を行うため、福祉型児童発達支援センター（なとり児童発達支援センター）を開所することとした。 当センターは障害のある児童の福祉の中核拠点としての役割を担うこととしているが、児童発達支援事業の定員は小規模である。 そのため、本特例措置を活用し、当センターで提供する給食を外部搬入することで、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって削減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の向上を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
2	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	多賀城市	平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の削減を図るとともに、運営効率化によって削減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第35回
3	埼玉県	吉川市	吉川市こども発達センター給食搬入特区	吉川市の全域	現在吉川市では、発達障がいに対する認知度や早期段階で療育を受けるニーズが高まっており、要配慮児童やその家族を地域で支援する児童発達支援センターの整備が求められている。しかし、児童発達支援センターに求められる給食の施設内調理は、財政的に過大な負担が生じるため、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっている。 特例措置を活用し、給食の外部搬入方式を導入することで、児童発達支援事業所から児童発達支援センターへ移行することができる。これにより、地域の中心的な療育施設として、要配慮児童やその家族に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備等を行い、市内の療育サービスの質の向上、総合的な支援体制の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第55回
4	千葉県	千葉県	元気いっぱいばいばい障害児給食特区	千葉県の全域	本県における障害児の数は身体障害・知的障害のいずれも毎年増加しており、障害児の人数に比べ施設が不足していることが重要な課題となっている。 そこで、本特例措置を活用し、給食調理業務の経費や業務面での負担を軽減することで、多くの事業主体による新規参入を促すとともに、障害児通所施設から児童発達支援センターへ移行した際の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図り、もって地域の障害児支援体制の充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第28回
5	東京都	渋谷区	渋谷区児童発達支援センター給食搬入特区	渋谷区の全域	本区における課題は、多様化・複雑化する子どもやその家族の課題に対する支援体制、障がい児とその家族を適切な支援機関につなぐ相談機能の不足であるため、児童発達支援センターを設置し、障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を行う体制を拡充する。 本特例措置の活用により、調理スペースの最小化が図られ、限られたスペースで事業運営を行っている施設の有効活用が可能となるほか、事業運営コストの合理化を図り、センターの人員配置や事業拡大に資金を充てることが可能となり、経営の安定と質の高い療育の充実が期待される。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第60回
6	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	現在、児童発達支援事業を実施している北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園については児童発達支援センターに移行し、障害児の相談・療育の拡充を図る予定である。しかしながら自園調理を実施するには、人材確保や少量の食材購入によるコスト増など運営にかかる負担が大きいことから、給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとした。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第52回
7	東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	東京都練馬区の全域	練馬区で開設する（仮称）こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとした。	939	障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
8	東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入特区	東京都江戸川区の全域	江戸川区は、毎年約5,000人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期療育などの取組により、児童発達支援事業へのニーズが年々高まっている。 児童発達支援センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第45回
9	東京都	立川市	立川市児童発達支援センター給食搬入特区	立川市の全域	本市では、通所定員25名の児童発達支援事業所を直営で運営しているが、令和7年5月の（仮称）子育て・健康複合施設の開設をきっかけに、児童発達支援センターへ移行する予定である。 移行後も民間の事業所が調理した給食を提供する外部搬入方式を継続することで、運営コストの合理化を図り、もって療育の質の向上や相談支援の更なる充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回
10	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区	武蔵野市の全域	武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義落付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第46回
11	東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給食搬入特区	東京都日野市の全域	日野市では、平成26年にエール（日野市発達・教育支援センター）を開設し、福祉と教育が一体となって0～18歳までの発達に支援が必要な子どもたちへ相談等「切れ目のない支援」を実施している。しかし関係機関との連携により相談者は増加し、個別のニーズに合わせた支援を実現していくには児童発達支援センターへ機能の移行を図り、あわせて施設内に調理スペースを整備することが課題となってくる。 そこで本特例措置を活用し給食の外部搬入を活用することで、運営コストの省力化と専門員の配置に注力し、支援体制の強化と充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第49回
12	東京都	福生市	福生市児童発達支援センター給食搬入特区	福生市の全域	本市において、児童発達支援事業を利用する障害児は急増しており、需要の増加に迅速に対応すべく児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置することとしたが、施設面及びコスト面においてセンターでの給食の提供が困難な状況である。 特例措置の活用により、給食の外部搬入を実施することによって、センターを利用する児童への給食の提供が可能となるだけではなく、運営経費の大幅削減が図られ、経費及び人的資源をセンターに求められている療育事業の充実に充てることができ、市民の福祉の向上に寄与することが可能となる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
13	東京都	稲城市	稲城市児童発達支援センター給食搬入特区	稲城市の全域	本市での児童発達に関する需要は年々増加していることから、児童発達支援センターの機能を内包する発達支援センター分室を開設することとしたが、旧保育施設を改修して小規模で開始するため、施設内での給食調理は設備、運営コスト、人員ともに負担が大きくなっている。 特例措置の活用により、調理スペースの最小化や相談・支援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活用による、限られたスペースでの事業運営が可能となる。また、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、相談・支援に関わる専門職の充足を図ることにより、利用者の利便性だけではなく、関係機関との更なる連携が図られ、児童発達支援の中核として支援の向上も期待される。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
14	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指している。しかし、そのためには、児童福祉法の規定による必要な基準において、施設内調理室での給食提供が課題となっている。よって、給食を外部搬入することにより、既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を進めていくものである。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第52回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
15	岐阜県	多治見市	多治見市児童発達支援センター安心給食特区	多治見市の全域	多治見市の児童発達支援事業では、幼稚園・保育園と児童発達支援事業所の併行通園を主とした療育体制をとり、園での集団生活により児童が持つ力が十分発揮されるよう支援を行っている。 今後、療育ニーズの多様化等に対応するため、児童発達支援センター新設が決定。新設後も引き続き園での生活を主とすることを想定しており、児童発達支援センターは中核的な施設として更に事業所と連携し児童に対しきめ細かい支援を行うことが求められる。 そこで特例措置を活用し、新設される児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行い、人件費や調理機器設置等の費用を削減することで、療育サービスの充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第59回
16	愛知県	岡崎市	岡崎市児童発達支援センター給食搬入特区	岡崎市の全域	本市では、障害児通所支援事業の利用希望者が大きく増加しており、児童発達支援センターの増設が必要だが、設置要件である給食の施設内調理は、費用・管理面での負担が大きく、設置に当たり、大きな障壁となっている。 そこで、本特例措置の活用により、給食調理業務の費用・管理面での負担を軽減することで、市の人口規模に応じた設置数に近づけ、中核的な療育拠点の拡充を図るほか、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化が期待される。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第60回
17	愛知県	豊川市	豊川市児童発達支援センター給食外部搬入特区	豊川市の全域	豊川市では障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを市直営で設置する方針として整備が開始された。児童発達支援センターの役割に発達特性に応じた食行動の支援を行う給食提供がある。整備を進める中で、小規模施設での調理室の面積確保や調理員の確保、食材購入等調理業務の安定・効率化の課題が挙げられた。 特例措置を活用し、自園調理から外部搬入へと転換を図ることで、これらの課題が解決され、限られた財源を障害児支援に活用することができ、さらに食材の一元購入の体制ができることで地域農業の活性化に寄与する。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第66回
18	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
19	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心給食特区	日進市の全域	市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行なうことにより、きめ細やかな給食を提供する。	939	障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第28回
20	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	田原市では、保育所の給食は、地域の食材を使い安全・安心に配慮した栄養バランスの良いメニューや郷土料理を提供する学校給食センターを活用し、地域に対する誇りや愛着を育む食育や、地産地消の促進を図っている。 これまで、特例措置を活用し、公立保育所で給食の外部搬入を行ってきたが、新たに児童発達支援センターにも給食の外部搬入を行うこととし、引き続き、乳幼児期からの正しい食習慣の定着につなげ、児童の健やかな成長を促進する。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を推進する。	920(一部) 939	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
21	三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	名張市の全域	本特例措置を活用し、外部搬入方式により運営することで、事業運営の合理化、運営法人の経営の安定やサービス等の維持向上が図られる。 また、児童発達支援センターにおいて地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができる。児童の健やかな成長を促すことができる。	939	障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第29回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
22	京都府	木津川市	相楽児童発達支援センター給食搬入特区	木津川市の全域	本市では、地域の中核的な療育施設として児童発達支援センターの設置が急務であるが、設置要件のうち、施設内調理による給食提供の実施は費用・管理面の負担が過大となり、障壁となっている。 このため、本特例措置を活用し調理業務の効率化と安定した食事提供体制の確保を図り、節減された経費等を利用することで、より市民ニーズに即した発達支援や相談支援の提供が期待できる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第62回
23	大阪府	交野市	交野市立機能支援センター(児童発達支援センター)安心安全給食特区	交野市の全域	本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となることから、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第50回
24	大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	阪南市の全域	指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第38回
25	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第33回
26	広島県	広島県	広島県児童発達支援センター安心安全給食特区	広島県全域	広島県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認めることで、児童発達支援センターの設備基準における調理室の基準を緩和し、調理業務の効率化を図る。これによって療育業務への職員を充実させるとともに、身近な地域の障害児の療育拠点として期待される児童発達支援センターの新規設立を促進し、地域における障害児の支援充実に取り組む。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第56回
27	大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第35回
28	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につなぐ、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第34回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回
29	沖縄県	那覇市	那覇市こども発達支援センター給食搬入特区	那覇市の全域	那覇市こども発達支援センターでは、障害の多様化や障害児通所支援が年々増加しているため、支援を拡充させる必要があるが、施設面及びコスト面において、センターにある調理室では給食を調理し提供することが困難である。 そこで、本特例措置を活用し給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や組織力の向上及び食育を含む療育サービスの向上を図る。 これにより、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における児童発達支援体制の更なる充実を図られる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第59回
30	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	本市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターを設置しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第53回

特例措置番号2001の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 特例措置の評価・調査経緯 2
- ③ 関係府省庁説明資料 4
- ④ 関係府省庁の調査票案【審議事項】 8
- ⑤ 評価・調査委員会の調査票案【審議事項】 2 2
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 1 3 1
- ⑦ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 3 2
- ⑧ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 3 5

①評価対象となる規制の特例措置の概要

(平成27年 8 月措置)

特例措置番号 2001

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

※ 3 歳以上については、公立・私立問わず平成 22 年 6 月から全国展開済（現行制度で対応可）

これまで

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

関係法令： 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項

取り巻く環境の変化

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。

※ 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけでなく公立幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

構造改革特区の活用

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

主な要件

- ① 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- ② 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ③ 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- ④ 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- ⑤ 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑥ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

認定
計画数

14 件（累計）

11 件（令和7年8月末現在）



【現在活用中の計画一覧】

実際の取組事例

香川県綾歌郡綾川町

安心・安全の給食特区（令和元年8月認定）

本特例措置の活用により、給食の効率的な提供や経費を削減し、その財源を保育事業や子育て家庭支援に充てることで、子育て支援の充実が図られるほか、地域内のこども園・小学校等で、こどもの発達段階に応じたバランスの取れた給食を提供することにより、一体的な食育の推進が期待される。



②特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年度 (H30.4.24)	その他 (特例措置920の評価結果を踏まえ評価を行う)	<u>関係府省庁</u>の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、<u>発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。</u> このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「<u>関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。	<u>関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

特例措置の評価・調査経緯

< 令和 3 年度 >

評価 時期	評価の 内容	評価の判断理由	今後の 対応方針
令和 3 年度 (R4.5.13)	その他 (特例措置 920の評価 結果を踏ま え評価を行 う)	評価・調査委員会の調査では、 ・給食の外部搬入事業を実施することにより、<u>材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。</u> ・<u>食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材（卵白不使用麺）や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。</u> ・<u>発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。</u> ・<u>食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。</u> 関係府省庁の調査では、 ・外部搬入を実施する園であっても、離乳食については外部搬入を実施していない園が 5 園（10 園中）、離乳食の外部搬入を実施している園においても、通常 4 段階ある離乳食対応について 2 園が 2 段階・3 段階の対応。 ・アレルギー児への対応について、いずれの園もアレルギー対応食を調理しているが、5 園がその日の献立内容に応じて弁当を持参。 ・<u>食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアルを作成しているのは 9 園、生活管理指導表を使用しているのは 5 園。</u> ・<u>体調不良児に対する給食の対応に係るマニュアルを作成している園は 0 園。自園調理を実施している園では 17% の園が作成。 などとなっている。</u> ・<u>乳幼児の発達段階に合わせた食事の提供、アレルギー児等への対応等について課題がみられる。</u> として 医療・福祉・労働部会においては、<u>全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 9 2 0）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（9 2 0）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する。</u>	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号 9 2 0）」とほぼ同様の事項となっていることから、<u>当該特例（9 2 0）の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。</u>

制度の現状

- 保育所及び幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入は、満3歳以上児については全国で可能である一方、満3歳未満児については公立の施設に限り構造改革特別区域内において可能とされている。

満3歳以上児について

- 保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としていたところ、平成22年6月1日より公立、私立を問わず外部搬入方式を採用することを可能としている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2）。
- 幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の仕組みとしている（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条第3項）。
- なお、外部搬入方式の採用は、一定の要件（※）を満たす場合においてのみ可能とされている。

（※保育所の要件 注：幼保連携型認定こども園についても同様の要件が設定されている。）

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

期待される効果

- 食材の一括購入によるコスト削減や給食センターの有効活用など、運営の効率化の面では一定の効果が期待される。

課題

- 調理者が個々のこどもを見て関わり、発達状況や喫食状況等を把握することが難しい。特に満3歳未満児については、一人一人のこどもの発達段階や日々の体調等に応じたきめ細やかな対応や、食育の推進等の面でも課題があるとの指摘がある。
- 離乳食などの保護者からの食に関する相談に十分に対応することに難しさがあり、保育所等の子育て支援という面での課題がある。

満3歳未満児について

- 満3歳未満児については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としている。
- 構造改革特別区域の認定の基準は、満3歳以上児の場合の要件（※）と同様である。
- 令和7年3月末時点の認定自治体数は、保育所について77、幼保連携型認定こども園について11である。

	公立	私立
3～5歳	特区認定自治体に限らず外部搬入可能	
0～2歳	特区認定自治体に限り外部搬入可能	外部搬入不可

- 令和4年2月の評価・調査委員会において、調査の結果、給食の外部搬入方式を採用している保育所及び幼保連携型認定こども園においては、
- ・ アレルギー児への対応について、自園調理では8割を超える施設で個別対応が出来ているのに対し、約5割に留まること
 - ・ 発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応が出来ていない施設が4割超、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設が4分の1程度に留まること
 - ・ 体調不良児への対応について、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち3割以上で対応が出来ているのに対し、対応ができていない施設が2割に満たない状況にあること
 - ・ 食育への取組について、自園調理を行う施設の方が、実施率が上回っていること
 - ・ 事故が発生したかどうかについて、自園調理を行う施設では 4.4%であるのに対し、10.9%となっていること
 - ・ 特にアレルギー児への対応に差が見られる結果となっており、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても対応が十分でない施設が一定数あったこと
- 等の状況が確認されたこと等を踏まえ、国による構造改革特別区域の認定を受けた上で、構造改革特別区域事業として一定の質を担保した上で事業を実施することが適当であり、全国展開は時期尚早とされた。
- 一方で、今後の対応として、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体宛に実施するとともに、当該調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行うこととされた。

自治体ヒアリングの結果について (構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会(第74回)配布資料より抜粋)

R3年度評価意見(920抜粋)

関係府省庁は、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会に報告する。

調査対象

対象数：8自治体
調査方法：オンライン(7自治体)、現地訪問(1自治体)
抽出方法：R3年度調査票より回答内容に特色がみられた自治体を抽出
(取組が適切・不十分な自治体が同数程度になるよう調整)

論点

- ・事故発生時の対応方法
- ・発達段階に応じた食事の提供方法
- ・アレルギー児への食事の提供方法
- ・体調不良児への個別対応方法
- ・食育への対応
- ・監査

ヒアリング概要

○事故発生時の対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、事故発生時のマニュアルが作成されている。
給食を児童が喫食するまでに、事故が発生した場合、マニュアルに沿った報告・対応・改善が実施されるような体制づくり、自治体内での周知がなされている。

○発達段階に応じた食事の提供方法

給食の搬入元(いずれも学校給食センター)との契約内容により保育所内での対応方法は異なる。
0歳児保育を実施している園では、0歳児用の離乳食のみ自園調理にて対応しているところがある。

○アレルギー児への食事の提供方法

ヒアリングを行ったすべての自治体では、搬入元での給食調理時に、アレルギー食材を除去して調理またはアレルギー食材なるべく使用しない献立としており、調味料等、一括調理時には除去対応が困難な場合は、保育所で除去又は代替食を保護者に持参してもらう等の対応を行っていた。

○体調不良児への個別対応方法

ヒアリングを実施したすべての自治体では、原則保護者に迎えを依頼している。
病児食の提供は行っておらず、児童の様子に合わせて、給食の提供量を調整していた。

○食育への対応

多くの保育所で収穫体験や調理体験を実施(ただし、コロナの影響で中止しているところがほとんど)。
小中学校と同一メニューのため就学後の給食移行がスムーズであることが利点とする自治体もあった。

○監査

自治体により実施主体は異なるが、ほとんどの自治体が保育所へ事前書面調査を行い、その内容について実地調査を実施。
栄養供与量のほか、アレルギーや体調不良児対応等、課題とされている項目が盛り込まれている自治体があった。
外部搬入等に係る委託契約内容等の遵守状況が項目に盛り込まれている自治体もあった。

- 本年9月17日に、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定し、給食の外部搬入を実施する場合において配慮する必要がある点(次頁参照)等を盛り込み、適切な運用が行われるよう、自治体及び施設に対して周知を行っている。

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」より外部搬入関係抜粋

第3章 食事の提供体制に応じた留意事項

第2節 外部搬入

1. 発達過程等に応じた給食

- 乳幼児期は、心身の発達の個人差が大きく、食事の提供についても一人一人の発達過程等に応じた対応が求められます。
- 例えば、離乳食は、一人一人の噛む、飲み込む力の発達や、健康状態に合わせて進める必要があります。また、薄味で、油脂類の使用が控えめな調理が求められるだけでなく、乳児は細菌等への抵抗力が弱いいため、調理の際は衛生面に特に配慮する必要があります。

2. アレルギーのあるこどもへの対応

- 保育所における食物アレルギー対応に当たっては、安心で安全な食事の提供の観点から、医師の診断及び指示に基づいた対応を行うため、生活管理指導表(※)を活用し、組織的に対応することが重要です。
※「生活管理指導表」は、保育所や学校において、保護者や嘱託医等との共通理解のもとで、アレルギー疾患のあるこどもの症状等を正しく把握し、アレルギー対応を適切に進めるためのものであり、特別な配慮や管理が必要なこどもに限って、保護者の依頼を受けて、医師が作成するものです。
- 原因食品の除去は完全除去を行うこと、こどもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから、保育所での提供を行うことが原則です。
- 乳幼児期に起こるアナフィラキシーは食物アレルギーに起因するものが多いことなどにも留意し、安全・安心を確保するために、上記以外の点を含め、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」を参照し、関係者の共通理解のもとで組織的に対応することが重要です。

3. 体調不良児への対応

- 嘱託医・かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応することが必要であり、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供が求められます。

4. 食育への対応

- 保育所等における食育は、こどもが毎日の生活と遊びの中で、意欲的に食に関わる体験を積み重ねることで、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合うこどもに成長していくことを期待して、実施する必要があります。

5. 保育所等と外部搬入事業者との連携

- 外部搬入事業者と保育所等が定期的な会議の開催や、電話、メールなどにより日常的に意思疎通を図ることが重要です。また、自治体・法人等の運営主体も含めて関係者間の情報共有を図ります。

④関係府省庁の調査票案

令和7年度調査の概要

1. 関係府省庁名	こども家庭庁
2. 特例措置番号	2001
3. 特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
4. 弊害の発生に関する調査	

①	調査内容	給食の外部搬入による弊害を明らかにするために、以下の事項について調査を行う。 ・外部搬入の実施理由 ・外部搬入の実施方法 ・食事内容の評価 ・外部搬入の総合評価
②	調査方法	アンケート調査を行った上、必要に応じて適宜ヒアリング、現地調査を行う。
③	調査対象	①市町村担当者、②外部搬入事業者、③幼保連携型認定こども園園長、④保育従事者
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和7年10月 調査票の回収 令和7年11月 調査結果とりまとめ 令和8年1月

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

0 基礎情報

1 基礎情報を入力してください。【市町村】

- (1) 都道府県名を記入 ()
 (2) 市区町村名を記入 ()
 (3) 担当部署名を記入 ()
 (4) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記入 ()

2 市町村内における公立保育所及び私立保育所の数を記入してください。【市町村】

- (1) 公立保育所の数を記入 ()
 (2) 私立保育所の数を記入 ()

3 市町村内における小学校前就学前子どもの数を記入してください。【市町村】

市町村内における小学校前就学前子どもの数を記入 () 人

4 基礎情報を入力してください。【施設、事業所】

- (1) 施設又は搬入元が所在する都道府県名を記入 ()
 (2) 施設又は搬入元が所在する市区町村名を記入 ()
 (3) 施設又は搬入元の名称を記入 ()
 (4) 連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記入 ()

5 給食の提供方法（あてはまるもの1つに○をしてください。）【施設】

1. 構造改革特別区域認定区域内において、3歳未満児を含め、外部搬入により食事を提供している
 2. 3歳以上児に対して外部搬入により食事を提供している
 3. 自園調理を実施している

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 業務の効率化を図るため
 2. 給食メニューの多様化を図るため
 3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
 4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため
 5. 人件費の削減を図るため
 6. 幼保連携型認定こども園の改修等により調理室の使用が困難であるため
 7. その他
 具体的に記入 ()

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各施設における入所児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
 2. 離乳初期（生後5か月～6か月頃）から実施
 3. 離乳中期（生後7か月～8か月頃）から実施
 4. 離乳後期（生後9か月～11か月頃）から実施
 5. 離乳完了から実施
 6. その他
 具体的に記入 ()

2 施設に給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 搬入元はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
 2. ケータリング業者
 3. 他の保育所、認定こども園
 4. その他
 具体的に記入 ()

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士、管理栄養士又は栄養教諭（以下栄養士等という。）が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に栄養士（管理栄養士でないものに限る。）が配置されている
 2. 市町村に管理栄養士が配置されている
 3. 幼保連携型認定こども園に栄養士（管理栄養士でないものに限る。）が配置されている
 4. 幼保連携型認定こども園に管理栄養士が配置されている
 5. 事業者に栄養士（管理栄養士でないものに限る。）が配置されている
 6. 事業者に管理栄養士が配置されている
 7. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。

【市町村】

1. 学校給食での実績
 2. 病院給食等での実績
 3. 企業規模又は事業者の経営状況
 4. 施設との距離の近接状況
 5. 市町村との契約の際の料金
 6. 調理設備
 7. 外部搬入の実施体制の充実度
 8. 栄養士又は管理栄養士の有無
 9. 食材の購入に係る契約締結内容
 10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

(4) 搬入元は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 搬入元に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 搬入元とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面を取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(6-a) (6)において、「1 取り交わした」と答えた市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
 2. アレルギー疾患を有することへの対応の義務づけ
 3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
 4. 食材に関する内容
 5. 食育の推進
 6. 食事の提供回数
 7. 外部搬入の対象とする年齢
 8. 給食内容等について定期的に検討する施設と事業者側で構成する会議に係る内容
 9. 衛生面に関する業務上必要な注意を果たしうる体制の確保
 10. 栄養面に関する業務上必要な注意を果たしうる体制の確保
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

【施設】

- A. 献立の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

(2) 施設は、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準等を、事前に搬入元に対し明示していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。(事業者側の栄養士、管理栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。)【施設】

1. 明示している

・誰が明示していますか

- a. 市町村保育担当部局
- b. 施設
- c. その他

具体的に記入 ()

・何を明示していますか(複数回答可)

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー疾患を有するこどもへの対応
- f. 体調不良児への対応
- g. 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応
- h. その他

具体的に記入 ()

2. 明示していない

・明示していない理由は何ですか

- a. 事業者の栄養士又は管理栄養士が作成することとしているため
- b. 事業者の栄養士又は管理栄養士以外の事業者の職員が作成することとしているため
- c. 明示することはそもそも考えていないため
- d. その他

具体的に記入 ()

(2-a) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 確認を行っている
- 2. 確認を行っていない

(2-b) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー疾患を有するこどもへの対応への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応
- h. その他

具体的に記入 ()

- 2. 事前に確認していないが、事後に確認している
- 3. 確認していない

(2-c) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(2-b)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 事前に確認を行った
- 2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからjのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 市町村保育担当部局

b. 施設の長

c. 施設の保育従事者

d. 施設の栄養士又は管理栄養士

e. 施設の調理員

f. 事業者の長

g. 事業者の栄養士又は管理栄養士

h. 事業者の調理員

i. 事業者のその他の職員

j. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 直近1年間において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のヒヤリ・ハット事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのヒヤリ・ハット事例が発生した

具体的に記入（ ）

2. 特になし

(2) 直近1年間において、実際に、アレルギー、食中毒等の事故は起こりませんでしたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

2. 事故は発生していない

(3) (1)又は(2)において「1. 何らかのヒヤリ・ハット事例が発生した」又は「何らかの事故が発生した」と回答した施設のみお答えください。それ(ら)は、どのような事案でしたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 主に施設の中の対応に起因する事案

2. 主に搬入元の中の対応に起因する事案

3. 施設と搬入元の連携の不備に起因する事案

4. その他

具体的に記入（ ）

5 施設における食事の配膳方法等

(1) 延長保育等の実施により1日の食事の提供回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食の提供時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている

2. 搬入後、保管された食事を施設において温め直している

3. 搬入後、保管された食事(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している

4. 搬入後、保管された食事について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している

5. 搬入後、保管された食事について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している

6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している

7. その他

具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 離乳食について、月齢・発達に応じて、何段階で外部搬入による給食を提供していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

(注) 離乳食初期、離乳食中期、離乳食後期、離乳食完了期で分けて、給食を作って提供している場合には、4段階となります。【施設】

1. 1段階

2. 2段階

3. 3段階

4. 4段階

5. 5段階以上

6. 離乳食は外部搬入をしていない。(自園で作っている。)

7. 離乳する月齢の入所児童に対して特別に離乳食を提供していない。(通常の給食を提供している。)

8. その他

具体的に記入（ ）

(2) 搬入元は、当該施設のほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の認定こども園、保育所等
2. 幼稚園
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. その他の児童福祉施設
6. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
7. 病院
8. その他

具体的に記入（ ）

(3-a) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、これらの者と同じ構成の食事内容ですか。若しくは、何らかの食事内容を変更して提供していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。※3歳未満児に対し、外部搬入の給食を提供している場合のみお答えください。【事業者】

1. 変更している
 - ・変更している場合、つぎのaからfのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
- a. 給食の量を調整している
- b. 食材の種類（繊維の多い食材等）に応じて、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
- c. 味を薄くするなど味付けを調整している
- d. 窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
- f. その他

具体的に記入（ ）

2. 変更していない

(3-b) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、食事内容を変更しなかった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、設備的に困難であるため
 - ・困難な理由を具体的に（ ）
2. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、人力的に困難であるため
 - ・困難な理由を具体的に（ ）
3. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、1、2以外の理由で困難であるため
 - ・困難な理由を具体的に（ ）
4. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、そもそも検討しなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(3-c) 3歳未満児の給食について、外部搬入による給食について、個々の入所児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしている
 - a. 給食の量を調整している
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）に応じて、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整している
 - d. 窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
 - e. その他

具体的に記入（ ）

2. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしてない

(3-d) 3歳未満児の給食について、(3-c)のa～eの対応を行っている者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- a. 対象児童の担任
- b. その他の保育従事者
- c. 施設の栄養士又は管理栄養士
- d. 施設の調理員
- e. その他

具体的に記入（ ）

7 食物アレルギー児への対応

(1-a) このアンケート記入日において、3歳未満児のアレルギー疾患を有するこどもは何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(1-b) このアンケート記入日において、3歳以上児のアレルギー疾患を有するこどもは何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1-a) 又は (1-b) でアレルギー疾患を有するこどもが1人以上いると答えた施設のみ回答してください。アレルギー疾患を有するこどもの給食はどのように実施していますか。それぞれについて、あてはまるもの全てに○をしてください。また、外部搬入を実施している場合には、「外部搬入の導入前の実施状況」としてそれぞれについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

・食物アレルギー疾患を有するこどもの把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握していた
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させていた
3. 保護者の自己申告に委ねていた
4. 特段把握していなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、食物アレルギー疾患を有するこどもの給食はどのように実施していますか。【施設】

・食物アレルギー疾患を有するこどもの把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 保護者の自己申告に委ねている
4. 特段把握していない
5. その他

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
5. 特に対応を異ならせていない
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー疾患を有するこどもの把握、搬入元事業所への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(5) 生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
 - ・ 2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
- b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
- c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
- d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
- e. 使用したいが、活用方法がわからない。
- f. 使用する必要性を感じない。
- g. 生活管理指導表を知らなかった。
- h. その他（ ）

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたり3歳未満の体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 体調不良児に対する給食はどのように実施していますか。それぞれについて、あてはまるもの全てに○をしてください。また、外部搬入を実施している場合には、「外部搬入の導入前の実施状況」としてそれぞれについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

・ 体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

・ 食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む。)を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)
3. 特別な対応はしなかった
3. 原則帰宅させていた
4. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、体調不良児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・ 体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

・ 食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ施設内の調理機能を活用し、施設において別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
3. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う(消化の悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変えるなど)
4. 特別な対応はしなかった
5. 原則帰宅させている
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。また、事業者にその内容を把握させていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

9 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応

(1) このアンケート記入日において、3歳未満児の食事の内容に配慮が必要な障害児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) このアンケート記入日において、3歳以上児の食事の内容に配慮が必要な障害児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(3) 外部搬入を実施後、食事の内容に配慮が必要な障害児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・ 食事の内容に配慮が必要な障害児の特性の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 入所後に自治体や医療機関からの情報共有により把握している
4. 特段把握していない
5. その他
具体的に記入（ ）

・ 食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ幼保連携型認定こども園内の調理機能を活用し、別に調理（柔らかくしたり、とろみづけをしたり、刻んだりすることなどを含む。）を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理（柔らかくしたり、とろみづけをしたり、刻んだりすることなどを含む。）を行っている
3. 特性に応じて量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
4. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当等を持参させている
5. 原則当該児童だけ自宅からの弁当等を持参させている
6. 特に対応を異ならせていない
7. その他
具体的に記入（ ）

(4) 食事の内容に配慮が必要な障害児に対する給食への対応に係るマニュアル（特別な配慮を必要とする児の特性の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

10 食育への取組み

(1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：調理室の見学等）
3. こどもが調理（皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど※一部の工程のみの場合を含む。）を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
7. 家庭からの食に関する相談への対応
8. 家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談をできる機会を設けている

- (2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】
1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
 2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
 3. こどもが調理（皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど※一部の工程のみの場合を含む。）を行う機会等を設ける
 4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
 5. 食育計画を保護者に配布している
 6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
 7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
 8. 家庭からの食に関する相談への対応
 9. 家庭におけるこどもの食に関する悩みなどを相談をできる機会を設けている

- (3) (1) で行っていた取組について、外部搬入実施後の各取組の実施状況の変化ごとに番号を記入してください。
1. 頻度が増えたもの（ ）
 2. 頻度が変化しなかったもの（ ）
 3. 頻度が減ったもの（ ）
 4. 実施がなくなったもの（ ）

(4) (1) で行っていた取組であって、(2) (3) で行わなくなったり、頻度が減ったりした取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなったり、頻度が減ったりした理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
 2. コストを削減するため
 3. 移動が負担になるため
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

11 事後確認と改善に向けた取組み

(1) 施設や市町村等の栄養士、管理栄養士等により、献立等につき必要な事項を搬入元に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士、管理栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）

(2) 毎回、幼保連携型認定こども園において検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施

・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 保護者からの聞き取り調査
- b. 児童からの聞き取り調査
- c. 日々の観察
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施

・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
- b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
- c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
- d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
- e. 定期的に、巡回して観察し記録
- f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った

・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて市町村又は幼保連携型認定こども園で確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った（器具の消毒等につき点検表で確認など）

・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 器具の消毒等につき点検表で確認
- b. 食材検収表の記録
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取り組みや保護者への情報提供を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った

・行った場合、aからdのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 給食の展示
- b. 給食だより等の発行
- c. 給食の試食会の実施
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 行わなかった

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、施設において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 講じた
2. 講じていない

(8) 外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
- a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
- b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
- c. その他
具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある
 - ・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
- a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
- b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
- c. その他
具体的に記入（ ）
2. ない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 変化があった
 - ・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
- a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
- b. アレルギー疾患を有するこども、体調不良児、食事の内容に配慮が必要な障害児への対応が容易になった
- c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
- d. 保育内容が豊かになった
- e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
- f. アレルギー疾患を有するこども、体調不良児、食事の内容に配慮が必要な障害児への対応が困難になった
- g. 成長の度合いに応じた給食の提供がしづらくなった
- h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
- i. 保育内容が豊かにならなかった
- j. その他
具体的に記入（ ）
2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
- a. 施設内調理の時よりも、年齢・月齢ごとの発育状況に応じた適切なメニューとなった
- b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
- c. その他
具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
- a. 年齢ごとに対応した食事ではなく、年齢を通じて量を変化させただけの画一的な食事となった
- b. 乳幼児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
- c. 低年齢児への対応がなおざりになった
- d. 延長保育、夜間保育等を行う場合の対応が以前より困難になった
- e. その他
具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食

(1) II 7 (1-a) 又は (1-b) で、アレルギー疾患を有するこどもが1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー疾患を有するこどもに対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている

b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている

c. その他

具体的に記入 ()

2. 行われなかった

・行われなかった場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている

b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている

c. その他

具体的に記入 ()

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む。)を行っていた

b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)

c. その他

具体的に記入 ()

2. 行われなかった

・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. 原則帰宅させていたため、特に対応していない

b. その他

具体的に記入 ()

5 食事の内容に配慮が必要な障害児に対する給食の評価

(1) 食事の内容に配慮が必要な障害児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理(柔らかくしたり、とろみづけをしたり、刻んだりすることなどを含む。)を行っていた

b. 特性に応じて量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)

c. その他

具体的に記入 ()

2. 行われなかった

・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている

b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている

c. その他

具体的に記入 ()

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、公立施設のコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. つながった

a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。（コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

ア. 3割以上

イ. 2割以上3割未満

ウ. 1割以上2割未満

エ. 0.5割以上1割未満

オ. 0.5割未満

b. その他

具体的に記入（ ）

2. つながらなかった

具体的に記入（ ）

2 外部搬入の総合評価

(1) 施設において、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

【外部搬入した結果 良くなった点】

a. 体調不良児、アレルギー疾患を有するこども、食事の内容に配慮が必要な障害児、低年齢児への対応が容易になった

b. メニューが多様化した

c. コストが削減された

d. 味が良くなった、残食が少なくなった

e. 施設と小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった

f. 食育を進めることができた

g. その他

具体的に記入（ ）

h. 特になし

【外部搬入した結果 悪くなった点】

i. 体調不良児、アレルギー疾患を有するこども、食事の内容に配慮が必要な障害児、低年齢児への対応が困難になった

j. メニューが画一化した

k. 味が悪くなった、残食が多くなった

l. 量が少ない又は多い

m. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった

n. 配膳などの時間が自由に行えなくなった

o. 食育の活動が十分に行えなくなった

p. 保護者への支援が十分に行えなくなった

q. その他

具体的に記入（ ）

r. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、保育従事者】

a. 乳幼児専門の栄養士又は管理栄養士（いずれかは問わない。）の配置

b. 乳幼児専門の管理栄養士の配置

c. 乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）

d. アレルギー疾患を有するこどもに係る対応のマニュアル化

e. 体調不良児への対応のマニュアル化

f. 食事の内容に配慮が必要な障害児への対応のマニュアル化

g. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化

h. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置

i. 乳幼児期の「食」の重要性を十分に考慮できているか

j. その他

具体的に記入（ ）

⑤評価・調査委員会の調査票案

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 令和7年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての規制の特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、規制の特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1

貴地域の基礎情報をご記入ください。

⇒回答欄 1

Q 2

認定された特区計画についてご記入ください。

⇒回答欄 2

Q 3

現在、本特定事業の進捗状況は、認定特区計画に定めた目標のとおり進んでいますか（実施していますか）。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる／実施している
2. 予定どおりに進んでいる／実施している
3. 予定より遅れている／実施できていない

⇒回答欄 3

Q 4

本特定事業による効果は認定特区計画のとおりに発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒回答欄 4

Q 5

構造改革特別区域制度に関するご意見、ご要望がありましたら記入ください。
（任意）

⇒回答欄 5

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

質問票2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	公立幼保連携型認定こども園の給食について、園外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票1**にある共通質問項目Q1～Q5までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票2**にあるQ6に進んでください。Q16～Q23についてはこども園の園長から、同様にQ24～Q25はこども園の職員（できるだけ全員となるようご配慮ください）、Q26～Q27は園児の保護者（各施設、3歳未満児の子供を持つ保護者5人以上となるようご配慮ください）、Q28～Q31は給食の搬入元からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

《必ずお読みください》

- ・本質問票は、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入事業のうち、3歳未満児に関するものについて、活用実績及びその効果等を確認することを目的としております。
- ・したがって、ご回答にあたっては、あくまでも3歳未満児についての実績等をご記入ください。

Q6 <地方公共団体への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴地方公共団体では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄6

Q7 <地方公共団体への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に、取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 取組を行った。
2. 取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 7

Q 7 - 2 <地方公共団体への質問>

※ Q 7 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

どのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 7 - 2

Q 7 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 7 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 7 - 3

Q 8 <地方公共団体への質問>

3 歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 8

Q 9 <地方公共団体への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体への質問>

3 歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 10

Q 11 <地方公共団体への質問>

本特定事業に取り組む中で、Q 6 ~ Q 10 の問い以外に課題がありますか。また、その課題を改善するためにどのような取組を行っていますか。課題及び取組内容を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 11

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 2 - 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施による効果として、福祉サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）が図られていれば、その内容を具体的にご記入ください。受入児童数や雇用の増加を伴う場合は、増加人数についてもご記入ください。また、当該取組と、Q 1 2 で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2 - 2

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <地方公共団体への質問>

※ 同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園が混在している市町村のみお答え下さい。

自園調理を行っている保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園を比較して、特に外部搬入に関し、問題点がありますか。

問題点があれば具体的にご記入ください。また、その問題に対しどのように対応していますか、具体的にご記入ください。

（例）園の運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、園児・保護者の声、職員の士気等

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体において、公立幼保連携型認定こども園以外に、3歳未満児に外部搬入により給食を提供している施設はありますか。ある場合、何らかの問題となる事態が生じたことはありますか。また、問題となる事態が生じた際に、どのような措置を取られましたか。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <園長への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <園長への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」を参考に取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 取組を行った。
2. 取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 7-2 <園長への質問>

※ Q 1 7で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

どのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 7-2

Q 1 7-3 <園長への質問>

※ Q 1 7で2又は3を選択した地方公共団体のみお答えください。

取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 7-3

Q 1 8 <園長への質問>

3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴園では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 8

Q 1 9 <園長への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。
具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 19

Q20 ＜園長への質問＞

3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。
貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。
具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 20

Q21 ＜園長への質問＞

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか。また、貴園にとってどのようなメリット・効果がありましたか（児童の増加、職員の増加等）。具体的にご記入ください。
また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 21

Q22 ＜園長への質問＞

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 22

Q23 ＜園長への質問＞

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 23

Q24 ＜こども園の職員への質問＞

給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思いますか。次の選択肢から近いものを1つだけ選び、その選択理由について具体的にご記入ください。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

⇒ 回答欄 24

Q25 ＜こども園の職員への質問＞

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5

Q 2 6 <園児の保護者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思いますか。次の選択肢から近いものを1つだけ選び、その選択理由について具体的にご記入ください。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

⇒ 回答欄 2 6

Q 2 7 <園児の保護者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 7

Q 2 8 <外部搬入事業所への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月改訂）」などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 8

Q 2 9 <外部搬入事業所への質問>

3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9

Q 3 0 <外部搬入事業所への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0

Q 3 1 <外部搬入事業所への質問>

3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。
貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

⑥評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表1

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。 一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。 四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。 3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

③「食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと思います

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・ 当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

⑧規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
1	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	本町では、幼・小・一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスを図りながら充実に向け、「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進するものである。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第10回
2	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
3	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入容認 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第15回
4	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、交通の利便性、アパート等住宅の建築により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て世帯である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」及び「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園、幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えるとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第18回
5	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	本市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。 このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入容認 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第17回(2)
6	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。そのため、市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。 本特例措置を活用することにより、削減された経費を他の保育サービスに当てることにより、幼児教育・保育内容や食育の充実が期待されるほか、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部)2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第13回
7	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大しており、保育サービスや子育て支援施策の充実を図る必要がある。 本特例措置を活用して、1つの保育所で一括して給食の調理を行い、各保育所・認定こども園へ搬入することにより、調理員配置や材料購入等の合理化を図り、それにより削減された経費で保育士の確保等、保育サービスや子育て支援施策の充実を図ることで、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整え、仕事と子育ての両立を支援する。さらに、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の促進や地域の活性化を図る。	9202001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第46回

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	規制の特例措置の所管省庁	認定回数
8	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町は、現在、公立保育所3園において、市川町安心安全給食特区として学校給食共同調理所から外部搬入を行っているが、少子高齢化の進行に伴い、公立の子育て支援施設の再編を行うこととし、その一環として就学前施設再編計画により、平成31年3月に公立保育所3園と幼稚園1園を廃止し、4月に幼保連携型認定こども園を2園開設することとしている。幼児期の食育について、地産地消、栄養士による指導、料理教室など、安心安全な食の提供を継続するためには、衛生面安全面で設備の整った学校給食調理所から給食を外部搬入するほうが効果的であることから、新たに設置される認定こども園でも給食を外部搬入することとし、引き続き、働く親のニーズに添ったサービスの提供に努める。	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第19回
9	兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	兵庫県神崎郡福崎町の全域	本特例措置を活用することで、給食外部搬入方式を可能とし、発育・発達段階に応じた栄養管理や乳幼児期からの一貫した食育の推進を図り、子どもの健康づくりの一助とする。また、地元産食材の供給に取組み、新鮮でより安心安全な給食を提供する。外部搬入方式による一体的運営で削減された経費を保護者のニーズに応じた子育て支援施策の財源とし、保育サービスの充実に努める。	2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第22回
10	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡綾川町の一部(綾上、羽床地域)	現在、町立山田こども園(公立幼保連携型認定こども園)及び町立羽床上こども園(公立保育所型認定こども園)の給食については、調理を綾川町綾上学校給食調理場(調理業務民間委託)で行い、搬入することにより、効率的な提供ができ、経費の節減につながっている。その財源を保育事業や子育て家庭の支援に充てることで、子育て支援の充実に図られている。さらに、羽床地域の町立羽床こども園(公立保育所型認定こども園)を追加することでさらなる経費の削減につなげる。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第48回
11	愛媛県	伊予市	伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区	伊予市の全域	市街地や県道松山市からも遠く、著しい過疎化・高齢化により人材不足が顕著な地域において、調理員の確保は困難であり、かろうじて自園調理を行っている。また、厳しい財政事情の中、多様な保育ニーズに対応しなければならない。特区申請地域の調理員を、保育2施設に集約することで、人員不足の解消と一定の財源が確保され、安全・安心な給食の将来にわたる安定的な提供が可能になることはもちろん、豊富な経験を持つ優秀な調理員の集約により、多様な保育ニーズにもより適切で柔軟な対応が図られる等の効果が期待される。	920(一部) 2001	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	第65回

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和7年9月25日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
いざわ けんじ 伊澤 賢司	EY 新日本有限責任監査法人公認会計士
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
くぼ けんたろう 久保 賢太郎	TMI 総合法律事務所弁護士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域基本方針

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 7 年 6 月 24 日一部変更

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**(1) 基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 68 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。なお、評価・調査委員会は、効果的な調査審議等を行うため、必要に応じ、特区制度を担当する内閣府特命担当大臣の下で開催する有識者によるワーキンググループ（以下「WG」という。）に協力を求めることができる。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合

- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行

う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- b 全国で実施することとなった規制改革
- c その他提案を実現するための措置

イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥ 評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 48 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前

までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥ま

での事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第 5 条を踏まえ、特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能等の強化に関する基本

方針

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るため、法第47条の規定を踏まえ、専任の担当者を配置するなど、情報提供、相談機能等の強化を図るほか、法第10条の趣旨を踏まえ、新たな規制・制度改革や規制の特例措置の全国展開の実現に必要なデータ、事例等の収集や検証、先進的な取組の実現に必要な実証、地域における多様な関係者の連携促進に向けた情報発信やノウハウ支援など、地域のチャレンジを促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（1）特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員

会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充としたものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1) ①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1) ②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1) ③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の

目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。